

日野町議会第4回定例会会議録

令和6年6月13日（第2日）

開会 9時25分

散会 15時15分

1. 出席議員（12名）

1番	福永晃仁	7番	山本秀喜
2番	谷口智哉	8番	高橋源三郎
3番	松田洋子	10番	後藤勇樹
4番	柚木記久雄	11番	中西佳子
5番	川東昭男	12番	西澤正治
6番	野矢貴之	13番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

9番 加藤和幸（欠席）

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	杉村光司
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	吉村俊哲
建設計画課長	杉本伸一	上下水道課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫	図書館長	平松久明
学校教育課主席参事	山中博嗣		

4. 事務のため出席した者の職氏名（4名）

議会事務局長	園城久志	議会事務局書記	藤澤絵里菜
総務課主査	中江凌	総務課主任主事	奥村太貴

5. 議事日程

日程第 1 報第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

〃 2 議第 4 4 号から議第 4 7 号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その 1 1）ほか 3 件）および報第 5 号から報第 8 号まで（令和 5 年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか 3 件）について

〔質 疑〕

〃 3 議第 4 4 号から議第 4 7 号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その 1 1）ほか 3 件）について

〔委員会付託〕

〃 4 一般質問

2 番 谷口 智哉君

1 2 番 西澤 正治君

1 番 福永 晃仁君

5 番 川東 昭男君

会議の概要

－開会 9時25分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は12名であります。

なお、9番、加藤和幸君におかれましては欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

なお、執行部の河野政策監と森子ども支援課長から、体調を理由として本会議中における答弁の自席での発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

はじめに、会計管理者から行政報告があります。会計管理者。

会計管理者（三浦美奈君） おはようございます。

議長のお許しを頂きましたので、行政報告をさせていただきます。

去る5月31日、令和5年度の各会計の出納閉鎖を実施いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。本日配付させていただきました令和5年度出納閉鎖状況の資料をご覧ください。

まず、一般会計につきましては、歳入107億4,127万6,823円、歳出100億8,955万5,733円、差引き6億5,172万1,090円の残額となりました。

なお、歳入歳出差引き額から繰越明許費に係る一般財源2,739万7,000円を差し引きますと、6億2,432万4,090円となりました。

次に、各特別会計の報告をいたします。

国民健康保険特別会計は、歳入20億6,917万9,995円、歳出20億5,812万3,103円、差引き1,105万6,892円の残額となりました。介護保険特別会計保険事業勘定は、歳入23億1,721万2,752円、歳出21億6,783万3,520円、差引き1億4,937万9,232円の残額となりました。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定は、歳入713万7,489円、歳出648万3,021円、差引き65万4,468円の残額となりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入3億297万1,478円、歳出2億9,806万960円、差引き491万518円の残額となりました。

西山財産区会計は、歳入255万7,150円、歳出192万4,987円、差引き63万2,163円の残額となりました。

以上、令和5年度出納閉鎖状況の報告といたします。

議長（杉浦和人君） 会計管理者の行政報告は終わりました。

日程第1 議第8号、専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（堀江和博君） それでは、報告をさせていただきます。

日程第1 報第8号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告をさせていただきますものでございます。

専決処分した内容は、令和5年4月8日午後1時5分頃、日野町大字鎌掛地先の町道平代線において、相手方が運転する走行中の自動車が、道路側に傾いた獣害防止フェンスに接触し、当該車両の左側が損傷したため、令和6年6月5日に示談を成立させ、損害賠償の額を定めたものでございます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんにおかれましては委員会室にお集まりをお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

－休憩 9時30分－

－再開 9時55分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議第44号から議第47号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その11）ほか3件）を一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

また、報第5号から報第8号まで（令和5年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか3件）についても質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

12番、西澤正治君。

12番（西澤正治君） おはようございます。それでは、1点だけ質疑をさせていただきます。

議第44号、工事請負契約（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その11））でございますが、大変地盤の軟弱なところを以前から工事を続けていただき、大変、鎌掛も西大路へ行くのには便利をさせてもらっております。

ただいまは仮道路としてつけていただいて、本当に便利をしておるわけなんです、これから工事にかかれる青葉台の団地から西大路へ抜ける道、これはこれから工事に入られると通れるのか通れないか、また、ここを仮設道路としてまたつけていただけるものか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 12番、西澤正治君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 西澤議員より、町道西大路鎌掛線の青葉台から西大路地先の仮設道のことについてご質問を頂きました。

現在、西大路鎌掛線につきましては、これから工事を進めていきます区間については、現道の部分より横に仮設道を造っておるような形で工事を進めております。そちらにつきましては、日野川ダムの奥に事業所がありまして、そちらに運搬車両が入っておりますので、そこへ入っていただけるような形の仮設道というものを造っておるところでございます。

青葉台から西大路地先の先線の工事となりますと、その部分につきましては山の中に入っていくような工事になりますので、現道の町道のほうを通っていただけるような形で工事が進められるかと思っておりますので、新たな仮設道というのは計画はしておりませんが、西大路区間につきましては現道の西大路鎌掛線が通っていただけるという形で工事が進められると考えております。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） 現道の利用ができるということで、本当に鎌掛からは便利をさせていただけると思っております。今後この道も、非常に今までは土質の悪いところを工事していただいたのが、おかげさんで順調よう工事が進んでいき、安堵しておるところでございますが、この先、本当にまだ工事が長くかかると思います。一日も早い完成のめどを目指して、今後ともひとつ、町の関係者の方々、ご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

11番、中西佳子君。

11番（中西佳子君） 私も1点だけ質問させていただきます。議第47号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）の予防接種事業についてお伺いいたします。

令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種について、65歳以上の高齢者等を対象に、予防接種法に基づく定期接種として実施される経費として計上されておられます。そこで、その概要を何点かお伺いしたいと思います。

1つ目ですけれども、定期接種のスケジュールなんですけれども、大きく秋冬に1回というふうに報道されていると思うんですけれども、現状はいつぐらいに実施予定をされているのか、決まっていれば教えていただきたいと思います。

2点目ですが、対象者ですが、接種場所とか、また、どのように接種、いつ頃というようなことを、周知はどのようにされるのか教えていただきたいのと、接種券などの発行などもされるのかどうかを教えていただきたいと思います。

3点目ですけれども、自治体が設定されるというふうにされているんですけれど

も、自己負担額は現状ではどのようなものになるのか、決定されているのか、お教えいただきたいと思います。

4点目は、定期接種の対象者以外の方が、任意接種というふうになると思うんですが、ワクチン接種は可能なかどうか、その4点をお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 11番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） ただいまは、中西議員から議第47号、一般会計補正予算に関わりまして、予防接種事業の関係でご質問を頂きました。新型コロナウイルスワクチンの令和6年度の秋冬接種に関わるご質問でございます。

まず、定期接種のスケジュールということでございますが、現在、国のほうでは、どの株のワクチンを作っていくのかという議論をされて、この5月29日のワクチンの小委員会でオミクロン株の派生型というかで、JN. 1という株を作っていくというようなことがWHOで推奨されているということで、その報告があって、そのワクチンの株に基づいて予防接種の株が作られるというところまではご議論いただいているというところでございます。

接種券のことですか、そういうことはまだ決まってございませんので、実際の接種時期といたしましては、おおむね10月ぐらいからスタートするのかなというような形で、スケジュールイメージが国のほうからは提案されているというところでございます。

続きまして、対象者でございますけれども、対象者につきましては、65歳以上の方、それと60から64歳の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり身の回りの生活が極度に制限される方と、同じく60から64歳の方でヒト免疫不全ウイルス、いわゆるHIVによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方ということが対象者ということになっておるところでございます。

なお、定期接種ということで、場所につきましては今までのような集団接種ではなくて、通常の予防接種のように開業医の先生ですとか病院とかで打っていただくということになると思います。

このことにつきましては、最終、周知のほうですが、決まりましたらホームページ等でお知らせさせていただくということになろうかというふうに思います。

また、先ほど接種券のことも申し上げましたが、まだ様式が決まっておりますので、どういう様式になるのかというのはこれからまた国からお示しいただくのかなというふうに思っております。

また、交付の方法についても一定指示があろうとは思いますが、インフルエンザと同じように、必要な方にお送りする、ないしは65歳の方には一旦お送りさせていただいて、必要な方は受けていただくという形、どちらのほうになるか分かりませ

んけれども、接種券のほうは発行させていただくという形になるのかなと思います。

続きまして、自己負担でございますけれども、まず、自己負担につきましては、そもそもワクチンの費用が決まって、そこからいくらかの助成をさせていただくのが自己負担になるということになります。今現在、補正予算でご議論いただくというかお願いしている部分につきましては、国が令和5年12月に一定、7,000円で打てるという見込みを示されておったんですけれども、それが令和6年2月にワクチンメーカーからの非公開のヒアリングで、技術料、手技料を合わせて1万5,300円になるというような見込みということで、それではちょっと、当初12月にお示しいただいた額と開きがありますので、国は8,300円を助成するという形で、今、国としても7,000円程度で打っていただけるというような見込みをされております。

ただ、これはあくまで国が示されている見込みでございますので、そこから、日野町の場合ですと、近江八幡市蒲生郡医師会で接種費用がいくらになるかという委託料を協議させていただいて、そこで接種料が決まります。そのうち一部自己負担をおいくら頂くのかという形になろうかと思います。

それにつきましては、各市町もまだ議論がされているというところでございまして、まだそこも決まってはないということです。今回、ほとんどの市町が6月議会でご提案されていることと思いますけれども、その中で、事前に4月のほうで県のほうが各市町にどれぐらいの自己負担をイメージされていますかということで聞き取りがあったんですけれども、低いところは2,000円、高いところは4,900円程度と大分差がありますので、ちょっとこの辺はまた市町によって考え方は違うと思いますけれども、日野町といたしましては今、7,000円で今年の場合は打っていただけるということでございますので、それを鑑みて、医療保険等のご負担に見習って3割をご負担いただければどうかという考えは持っておりますが、ちょっと近隣の市町、県内の市町さんの状況を見ながら、そこら辺は考えていかなあかんのかなというふうに思っているところでございます。

続きまして、対象以外の接種は可能かということでございますが、今の65歳と60から64歳の認められた方以外も接種は可能ということになってございますが、全て自己負担でということになろうかと。あとまた、定期接種ではございませんので、健康被害等のほうについても若干、任意になりますので、定期接種のB類なので一緒にはなりますが、その辺が若干違ってくるのかなと。自己負担の部分が全額という形にはなろうかというふうに思っているところでございます。

また、1万5,300円のうちの8,300円の国からの補填も、いつまでという保証はございませんので、その辺も踏まえて自己負担を考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 11番、中西佳子君。

11番（中西佳子君） いろいろ調べていても、なかなかまだ決まっていなくて不安だなというふうに思っておりましたので、少し日野町が決まっている部分を聞かせていただきたいなと思って質問いたしました。

ただ、自己負担額については自治体が何か決めるというような感じなので、なかなかばらつきが出るのかなとは思いますが、できる限り安くできるように、また努力をいただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、私からは大きく3点ご質問させていただきたいと思います。

まず、1つ目ですけれども、議第44号、工事請負契約についてに関連してですけれども、今回、大島組さんとの契約を予定されている町道西大路鎌掛線道路改良工事（その11）の工事請負契約は、令和7年2月25日までを工事期間とされているということですけれども、この先の西大路地先には工事計画の変更を余儀なくされた非常に弱い軟弱地盤が待ち受けているわけです。その後の地盤調査の結果が分かれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

また、法線は既に確定しているというふうに思いますけれども、全体の詳細設計なども出来上がっているのか、この辺もお尋ねしたいのと、その変更に対する用地取得なども、それに向けた進捗というのが分かれば教えていただきたいなと思いますというのが1つ。

また、同じ44号についてですけれども、当初計画からの法線変更によりまして、現段階で分かる範囲で結構ですけれども、当初に予定しておりました工事費よりいくらか追加となりそうなのか。概算でこんなもん違うかなというのは軟弱地盤が分かった時点である程度のことを教えてもらいましたが、現時点でさらに詳細なことが分かれば教えていただきたいなと思いますのと、一部の供用が廃止されてきたようですけれども、全体の完了が今の流れでいくといつ頃になりそうなのか、これを教えていただきたいなと思います。

続きまして、議第46号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてからお尋ねいたします。

今回、第2条第34号中の、液晶式のものを液晶式および有機エレクトロルミネセンス式、いわゆる有機ELに改めるということですけれども、有機ELディスプレイを搭載する機器というのは、ここに書いてありますテレビ受信機以外にも、例えばコンピューターやスマートフォンやタブレットなどのディスプレイにも使われておりますし、カーナビのディスプレイにも最近は盛んに使われてきておまして、それぞれリチウムイオン電池などの内蔵バッテリーを搭載しているもの、あるいは

していないもの、また、搭載していてもバッテリー部分を取り外せるものなど多岐にわたるわけです。

私も仕事上こういったものを扱っておりますけれども、電源が切れておりますと、外観上このディスプレイが液晶なのかプラズマなのか有機ELなのか判別するのは非常に難しいんです。コーティングもされておりますしフィルターもついていたりする機種もございますし、光沢式のもの、非光沢式のもの、いろいろありますので、これらへの対処であるとか、あるいは、実際の分別はどのように行われるのか、この辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

もう1つ、先ほどご説明、全協で頂いたところの報第8号についてですけれども、鎌掛で設置してあります獣害防止フェンス、これに走行していらっしゃった町内の方が運転される車両が接触されたということですので、今現在、日野町全体で約130キロ近い総延長のフェンスがございます。うちの鳥居平の字にもございますけれども、大体これ申し込みますときは11年周期で、修復にしましても付け替えにしましても、国のほうに補助をお願いして、各字の農業組合のほうでこれ手配して、設置作業を手分けしてやっているわけですので、今回、設置主体は町ということなんですけれども、どう違うんですか。町が設置主体としてしていらっしゃる場所と、そうじゃなくて字の農業組合が設置主体としてつけていらっしゃる獣害対策フェンスと、これ2種類あるということなんです。この辺ちょっと分かりにくいので、ご説明いただければと思います。

また、建設計画課さんのほうで定期的に、町道などの状況を見るためのパトロール、見回りをやっていたいっているわけですので、このフェンスはどちらかというと農林課さんの所管になるかと思いますが、道路自体に問題があったわけではございませんけど、建設計画課のロードパトロールの中でこういった、直接道路そのものに関係ないところはこれ見回れないんでしょうか。注視されないんでしょうか。この辺もちょっとお尋ねしたいなと思います。

また、今回、事故があってから1年余りかかったわけですので、これ何が問題で1年もかかったんでしょう。以前も、西大路地先の町道に穴が開いておりまして、6年か7年前だと思いますけれども、そのときに猟友会の方が運転される軽トラが、雨も降っておりまして、その穴に軽トラがタイヤがはまりまして、一部損傷を受けたというのがあって、このときも示談に物すごい時間がかかったように私記憶しております。

今回も1年かかっているわけですので、これ過失割合の問題だったんでしょうか。それとも、責任の所存がどこにあるかということが問題で1年もかかったんでしょうか。あるいは、先ほどお話、説明を受けておりますと、これ耕作者の方がそこから農機具を出し入れするために、閉まっていたフェンスを開けられて、閉め

たつもりだったけれども閉まっていなかったもので、それに当たられたということですけど、そうなりますと、これ耕作者の方の責任というのはいないのでしょうか、過失というのは。責任の一端があるような気もいたしますけど、この辺の判断、分かれば教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 10番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 後藤議員より、西大路鎌掛線の議案に対しましてご質問を頂きました。5点、ご質問を頂きました。

まず、地質調査の関係でございます。こちらにつきましては、前回の詳細設計が終わりまして、新たに地質調査を実施したかということ、実施してはおりません。詳細設計の中で多数、土質ボーリング調査のほうをさせていただきまして、たくさん資料が取れているということです。新たに行っているところではない状況です。

しかしながら、ルートの見直しというところの中で、現在、修正設計ということで5月に業務のほうを発注させていただいております。ご質問いただきました青葉台から西大路の区間の見直しというような業務を今発注しておりまして、その中で、縦断勾配の見直し、用地の範囲につきましてもできる限り用地がかからないような形の検討、また、工法の検討もできるだけ事業費がかかる工法を減らす検討というような形で取組を、今、協議を業者のほうにしておりますので、次に質問いただきました、工事費がどれだけ追加になるかというようなところも聞いていただいたんですが、できるだけ事業費を抑えていきたいということで、今、業務のほうを進めております。実際どれぐらいの額になるかにつきましては、この業務の中で精査してまいりたいというふうに思っております。

その中で、全体の工事の完了というところでございますので、この業務の中でもう少し精査をさせていただいた中で、予定というのはまたお伝えできればと思っておりますので、なかなかちょっと、現時点では現状と変わっていないというようところで回答とさせてもらいたいと思っております。

次、用地の進捗状況というところでございます。来年度から青葉台から西大路区間の残っている区間の用地買収に入っていきたいというふうに思っております。今年度に、県外の方につきましては事前に連絡のほう、コンタクトのほうを今年度のうちに取らせていただいて、来年度スムーズに用地買収が進むように進めていきたいというふうに考えております。

今年度に入りまして県外の方から直接こちらに連絡を頂いた方もおられまして、そういう方につきましてはお出合いを既にさせてもらって、協力も頂いているというようところでございます。来年度の用地買収に向けまして、今年度からしっかりと取組を進めていきたいというふうに考えております。

もう1点、3点目の中で、道路のパトロールの状況ということでご質問を頂きました。道路パトロールにつきましては、町道のほう、全延長でいきますと250キロほど町道あります。その中で、町の職員がパトロールで回っている部分とシルバーさんに月2回パトロール回っていただいている状況でございます。やはり町道もいろんな町道がありまして、幹線的な道路を中心に回っている部分も多くあり、今回の町道につきましても、回る頻度がやっぱり少なかったのかなというふうには考えております。

しかしながら、そういう状況、穴がありましたら、その時点で穴も埋めていただいておりますし、柵が開いていたら閉められていたという部分で、気づいておれば対応はできたのかと思いますが、回っている頻度の中で路線として漏れていたのかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（大西敏幸君） 議第46号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてということで、家電リサイクルの関係でございます。ご質問を頂いております件について答弁させていただきます。

先ほど、有機ELテレビが追加されたということで、いわゆるコンピューター、ディスプレイ、いろいろと種類があるという中でどのように分別するのか、また、バッテリーとか取り外せないものがあるので、どうしていくのかというようなことのお尋ねでございました。

まず、家電リサイクル法といいますのは、メーカーさんが作られた商品を最終的に再商品化するということで、リサイクルしていくという仕組みのスキームの中でできた法制度でございますので、最終的に製造者のほうへ戻りまして再商品化されるというようなことになってございます。この中の分類が、エアコン、テレビ、それから冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機という分類にされていますので、パソコンのモニター等につきましては、この家電リサイクル法の対象外になってございます。

パソコンにつきましては、パソコンのリサイクルのスキームがまた別にございますので、そちらのほうで出していただくなり、小型家電というような形のごみの排出をしていただくという形で、その方向でまたリサイクルされていくという形になってございます。

分類、液晶、プラズマ、今回の有機ELということで3種類ありますけども、どのように見分けするんだというようなことでございますが、なかなかこれ難しいところでございます。家電リサイクル法のほうも大変簡単な仕組みになってございまして、いわゆる、そういう薄型の形状のものであって、サイズが大きい小さいか、また、テレビの場合はブラウン管というのもございますので、そういった分類でしかございませんので、その分類になるものについてはこの家電リサイクル法の対象

になって、そのリサイクルのスキームでリサイクルされていくというようなところでしかございませんので、難しいところにつきましてはまた役場のほうにお尋ねいただいて、また、このような形でリサイクルして下さいというようなご案内をさせていただくなり対応をさせていただきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま後藤議員から、報第8号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてご質問いただきました。

議員がおっしゃいますように、町内の中には防護柵として約130キロの張り巡らせた防護柵があるわけでございます。61集落で158か所ございまして、議員がおっしゃるように、補助事業等を活用しながら設置をしているところでございます。

そういった設置箇所158か所のうち、協議会が設置主体となってやっているものが66か所、地元集落でやっていただいているものが92か所ということでございます。ただし、管理主体につきましてはいずれも地元の集落さんということで、158か所全てにおいて、地元で管理のほうはお願いしているというのが現状でございます。

今回の報告議案をお願いするにあたって、約1年余りかかったということでございますけれども、まず、相手方からは、「道路、河川その他の公の営造物の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国または地方公共団体は、これを賠償する責に任ずる」という国家賠償法第2条第1項に基づく請求をされておられます。したがって、責任の所在がそもそも私どもではないということでの争いで時間がかかったということではなしに、過失の割合をどう定めていくのかということで時間を要したということでございます。

相手方からは事故が発生しましてから町のほうにその請求が来たのが令和5年5月ということでございまして、庁内で協議をいたすと同時に、顧問弁護士に国家賠償法に基づく責を町が負うべきなのかどうなのかということのご意見も頂きながら、一定その責任を免れることはできないということでのご指摘といたしますかアドバイスもございましたので、誠意を持って相手方と交渉させていただいたところでございます。

道路が非常に直線的であったこと、そしてまた、日中であればということで、事故に遭うまでにその危険な状況が察知できなかったんですかとか、いろいろ疑問に思う部分もございましたので、その辺りについて相手方へも相手方の弁護士を通じて確認等もさせていただいたところでございます。

また、車両の後方にはドライブレコーダー搭載車ということでシールも貼ってございましたので、ドライブレコーダーの提供を求めたりということでもお願いしておったんですが、残念ながらシールはダミーであるということでございまして、ドライブレコーダーの映像は撮影されていないというようなことでございました。

そういうようなやり取りを順番にさせていただくと同時に、そういったワイヤーメッシュの設置に対する基準ですとか考え方、そういう国のルールがあるのかどうなのかというようなことも調査をしたり、そしてまた、相手方から逆にいろいろ質問を受ける中で、こちらのほうが回答をやり取りさせていただく中で、時間の経過を見たところでございます。

最終的に、町のほうといたしましてもやはり過失割合が、できるだけ町の過失が低いほうが望ましいというか、そうであるべきというふうにも考えておりましたので、できるだけ低くということで、町のほうからは請求額の43万4,995円に対しまして約2割程度ということでお話をさせていただいたんですが、相手方からは逆に町は7割持つべきだということでお返事もあったところでございます。

この辺りについての示談交渉については、町のほうも判例等を調べてもなかなか最終決着させる知見等もございませんでしたので、令和5年11月に顧問弁護士のほうに、案件の示談に対する交渉の引受け依頼をまずさせていただきまして、顧問弁護士のほうからその委任契約のための書類等を頂く中で、その契約をさせていただいたのが令和6年1月ということで、最終的な示談に向けての過失割合の相談は顧問弁護士を中心にしていただいたところでございます。

この案件につきまして、最終的な合意箇所といたしましては、当日、曇天でやや雨模様ということで非常に視界が悪い状況であったこと、また、フェンス自体が非常に細い状況であって、塗装がなされていないということで景色と同化している点、そして、道路の幅員が、通行可能箇所が町道とはいえ狭いということでございまして、助手席の方も当たるまで気がつかないほどということで、避けるのが困難であったということの相手方の主張もございまして、弁護士のほうも、この案件については過失割合の相殺が5割程度ということで判断なり意見も頂きましたので、最終的には町の過失が45パーセントということで認めさせていただきまして、内部で決裁を経て20万円の示談金で決着を見たところでございます。

なお、この案件につきまして、町が推進する、そういった公共的な補助事業のスキームの中で設置いただいておりますことから、広い意味で町に一定の管理責任があるということでございまして、耕作者の方も当然いらっしゃるんですが、国家賠償法に基づく責任に対する求償先は町でございましたので、町が示談金を支払いするということで、耕作者さんのほうへの請求ではなしに、町がそれを対応したものでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） 議第44号と議第46号については、非常に分かりやすく説明していただいて、ありがとうございました。

今の報第8号について、こちらも詳細に説明していただいたわけですけど、耕作

者のほうには責任は今回ないということで、事業主体が町であるからということで判断に至ったということでお話を伺ったわけですが、もしその理屈でありましたら、同じく町からの要請で、日野町有害鳥獣被害対策協議会さんからの要請を受けて、例えば猟友会さんであるとかRMOが有害鳥獣駆除を請け負っているわけですが、その中でももしも何らかの事故が起きたら、これ先ほどの例で耕作者さんに責任がないということは、事故の対象となる猟友会とかRMOの方には全く責任がなく、そこに要請している町に責任があるということになるんですか。この辺、そういうふうにはしか取れないですけど、お答えいただければ。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 再質問を頂きました。今回の賠償請求におきましては、相手方からは耕作者様への責任を問われているわけではございませんでして、町に設置した責任があるので、瑕疵があれば町がお支払いするべきものではないですかということで、町が対応させていただいたもので、耕作者さんの責任の所在については問われているものではないということでございます。

議員のほう为例示いただきました案件で、こういった事故の場合はということでいろいろお示しいただきましたけれども、ケース・バイ・ケースで、その時々状況を見て、そしてまた、それを専門的に弁護士等にもご相談する中で、瑕疵があればどこがその責任を負うのかということは個々に判断していくものだというふうに考えておりますので、そのように適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） 相手方が町に責任を求めてきたからということが大きかったのかもしれませんが、何か釈然としないものが残りますけれども、農林課さんとしてもそれ以上の説明はなかなか難しいと思いますので、質問はこれぐらいにしておきますけれども、いずれにしても、やっぱり建設計画課さんも含めて、パトロールいただいているわけですから、こういった事案が、これけがされたり死亡事故とかになっていませんから、物損だけですのでまだ不幸中の幸いかと思いますけれども、そういうことに発展しかねない事故でもありますので、ふだんからパトロールのほうもしっかりお願いしたいのと、現地の方々、耕作者さんを含めて地元の方にも、そういうところを見つけたらすぐに連絡して下さいねということの周知はぜひここから先も徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） それでは、私からは議第47号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）について質問させていただきます。予防接種については中西議員

が質問されたので、私は重複しますので省略します。勤労福祉会館管理運営事業と図書館管理事業について質問させていただきます。

まず、勤労福祉会館のところですけども、事務室等の空調設備を更新されるということで、この事務室等の等の中には、この事務室は社会福祉協議会が入っておられる、使っておられるということですが、今年度、ひだまり事業所も一緒に入られたということで、そこの部分を意味しておられるのか、あるいは、それ以外の部屋も空調設備の更新をされるのかどうか、その辺について教えていただきたいと思います。

それと、図書館につきまして、2期棟と書いていますけども、この2期棟は後から図書館増設された、2期目にされた部分かと思うんですが、では、1期棟については空調設備の更新はされないのかどうか、その辺についてちょっと教えて下さい。

それと、金額のところですけども、勤労福祉会館と図書館では金額が86万余りと3,100万余り、これ割りますと36.4倍の差があるんですけども、同じ空調設備を更新されるのとなれば、あまりにもこの差が大きい。そういう意味から、図書館での空調設備は全く機械の構造そのものが違うことによって高くなるのかどうか、その辺お教えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 8番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） ただいま高橋議員から、議第47号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）の第5款労働費の中で、勤労福祉会館費、工事請負費の空調設備の取替えについてご質問を頂きました。

事務室等というところで、等はどこかということですが、まず、事務室はひだまり事業所の部分ではなくて、もともとある社会福祉協議会の事務室の、ビルトインの天井のエアコンが2基付いているんですが、そのうち1基が潰れたので、老朽化で壊れましたので、それを取り替えるのと、等と書いてあるほうにつきましては、林業センター側から入る入り口があると思うんですが、そちらの外階段の下にドアがありまして、そこから入った左側に相談室というのがございます、小さい部屋が。小さい部屋につける、そのエアコンももともと一般家庭にあるような、小型の壁についてあるエアコンがあるんですが、それも老朽化で動かなくなったので、それを取り替えるということでございます。

議長（杉浦和人君） 図書館長。

図書館長（平松久明君） ただいま高橋議員より、図書館の2期棟に係る空調工事についてご質問を頂きました。

まず、1期棟についてなんですけれども、1期棟は昨年夏に、こちら工事完了してございます。今回は2期棟ということでございます。

あとコストについてなんですけれども、同じ2期棟の中なんですけれども、こちら図書館の空調設備がそれぞれ、視聴覚室や会議室、書庫等、個別に空調設備が必要ということになってございまして、そちらでコストがかさむ結果となってございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） 分かりました。ただ、金額的にかなりの差がありますのは、機械そのものが全く、勤労福祉会館に設置されるものと図書館に設置されるものが異なったものなのかどうか、その辺もし分かれば教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） ただいま漏れていたところです。金額の違い。まず勤労福祉会館のほうは、事務室といいましても一般家庭にあるような、外づけのものと中のエアコンがつながった一体型というか、そういうものでございます。図書館のほうはもうもっと業務用で、役場とかにもあるような集中管理ができるようなエアコンなので、そもそも仕組みが違うものということで金額が違います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） それでは私のほうから、議第44号、工事請負契約（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その11））、議第47号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）ともう1点、報第8号の専決処分の報告について、それぞれ1件ずつ、合計3件の質問をさせていただきます。

まず、工事請負契約（町道西大路鎌掛線道路改良工事）につきまして、現在、五月台との取付け道路のところまで工事が進捗してきていること、現場の状況を見て確認をさせてもらっています。今回はその前の工事からさらに200メートルほど延長されて、日野川ダムの外周道路入り口付近まで進められるということをお聞きしました。今回の（その11）は、昨年度の350メートルの区間の工事の歩道やとか水道やとか、そんなのも工事も含まれて、施工延長550メートルになるということをお聞きしたいわけなんです。

まず、この令和6年度の工事は、もうこれのみで進むものなのか。昨年度もそうだったんですけども、鎌掛側から延長してくるだけで、もうこれだけで終わってしまっているのが非常にちょっと心配しているところなんです。これは何でこんなことを言うのかといいますと、一昨年、西大路公民館で、町道西大路鎌掛線道路改良促進委員会で、そこでも説明を受けているわけなんですけど、当初は令和5年度までに青葉台の付近まで来るとのことやってんけども、もうずるずるずるずる遅くなっていて、結果、令和15年の全線開通やという見込みのことをお聞きしたんですけど、今後、青葉台とか日野川の山間部の山肌のところを通ったり、先ほど後藤議

員とか西澤議員もおっしゃいましたけども、非常に大変なところを走る工事になるわけなんです、それから橋梁も数億かかるという話もあるので、9年先といえども、このままの調子でいくと本当に完成するのかなということを思っています。

ちょっと具体的にお聞きしたいんですが、例えば橋梁には3年かかると。まず、メインがそこです。とか、2年でできるやったら残り7年で道路ができるのかなというイメージがつかますので、そういう長期的な視点でこの工事、大きな工事いいです、何年ぐらいかかる工事なのかという。もちろん試算はされていると思うので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

もう1点はルートの見直しの件ですが、先ほど後藤議員からお聞きしましたので、この件は分かりました。西澤議員もちょっと心配されていた、今の工事によって、今、西大路から五月台を抜けて、よく鎌掛のほうにも寄せてもらうんですけども、その道路は通行止めになるのか。先ほど何か仮設道路で現道の利用ができるとおっしゃいましたけども、現道の上に工事の道路がかぶさってくるわけではないんでしょうか。その点をちょっと再確認なんです、仮設道路で今までどおり西大路から五月台を通って鎌掛に、五月台を通るルートが行けるのかどうか、それを確認させていただきたいと思います。工事関係は以上です。

2点目、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）で、歳入で21款雑収入、4項雑入で新薬・未承認薬等研究開発支援センター助成金という、こんなことの名目で書かれてきたわけなんです、これ今までですと、コロナウイルス何たらワクチン助成金とかいう形だったんですが、これがどういったもので新設されて、また、この今の新たなワクチンの接種事業のみにこれが活用されるようなものなのか、この新薬・未承認薬等研究開発支援センター助成金とはどのようなものなのか、ちょっと教えてほしいと思います。

歳出のほうでは、予防接種事業で先ほど中西議員から概要のところ、質疑させてもらいました。私はちょっとプラスアルファで、新型コロナウイルスワクチン接種に関して、既に何回か接種された方が、高齢者の方でも何回か接種された方が再接種されるということだと思うんですが、いま一度、接種に関して、副反応とか副作用などに関して再度やっぱり周知しておく必要があるんじゃないかなと思ったのですが、今、ある週刊誌でワクチン後遺症のことやとかいうのもちょっと話題になってきていて、その点は賛否両論あるかと思うんですが、そういうような副反応とか副作用などについて、今の現状こうやったんやということを何か知らしめることを考えておられるのか、できたらそういうこともしてほしいなと思うんですが、この点をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、報第8号の専決処分の報告で、さっき詳しく後藤議員のほうから説明されてお聞きしたんですが、現況、全協で二転三転ちょっとしたので正しく教えてほ

しいと思います。フェンスが倒れていたのか、フェンスの扉が開放のままであったのかという、要は現況のところを分かりやすく皆さんに説明願いたいと思います。

それとやっぱり再発防止、これ非常に難しいところなのかなと思ったんですが、パトロールの頻度を上げるだけではなかなか、要は範囲が広いので、そういうことも考えなあかんけども、それも工数かかることだと思うので、やっぱり一番よく知っているのが耕作者、の方々がいち早く発見して、自分で直せるものは直す、直せないものは上部団体に申し出て修理をかけるとかということをしていかなければならないと思うんですが、その点どういうふうにお考えなのか。

議長（杉浦和人君） 7番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 山本議員から、議第44号、工事請負契約（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その11））についてご質問を頂きました。大きく3つ質問を頂いたかなと思っております。

今回の工事が令和6年で、この部分だけかということでございます。今年度につきまして、工事という部分についてはこの部分のみというふうに考えております。今年度につきましては、現在、詳細設計の修正設計の業務を動かしておりますので、そちらの取組と、あと先ほどお話しさせていただきました用地買収に伴う事前の取組ということで、工事としてはそこだけではございますが、そのほかに、来年度以降の整備に向けて動く分を重視していきたいというふうに考えております。

次に、長期的な計画というところでございます。橋の計画、おおむねどれぐらいで架かるのかというところ、今の計画としましては、橋台、橋脚、そして上部ということで4年の年数がかかるかなというふうに考えております。道路の計画につきましては今現在、修正設計をしておりますので、土の量についても大きく変わってきますと整備年度も変わってくるというところでございますので、その辺は修正設計の中でもう少し精査していければというふうに考えております。

続きまして、迂回路の形というところでございます。先ほど西澤議員からご質問いただいたのは青葉台から西大路地先というようなことでお話を頂いたかと思われましたので、そちらの先線の部分というところにつきましては、現道が通ってもらえるというようなことでご説明をさせていただきまして、今回、山本議員からご質問いただいた、西大路から五月台のほうに抜けれるかというようなご質問でございます。

やはり、その部分について、五月台の交差点の部分、今、仮設道を造らせてもろうてる部分は通っていただける形かと思うんですが、今回の工事で五月台から下りてきた交差点につきましては、今の計画している道路と接続する形になりますので、その交差点を工事している際は通行止めというような形になるかと思います。通れ

なくなる場合については事前に説明のほうをさせていただいて、周知させていただく中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

工事期間中、五月台からこちらへ下りてくる手前のところで通行止めにさせていただいて、五月台からは下りられないような形で工事のほうを進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 続きまして、議第47号の一般会計の補正予算に関わります予防接種に関わっての、歳入に積算します新薬・未承認薬等研究開発支援センター助成金という部分についてでございますが、これにつきましては、新薬・未承認薬等研究開発支援センターというところがございます。これは新薬等の開発を支援する基金管理団体ということで、国は一旦その基金管理団体にお金を出されて、そこから、先ほど中西議員からもご質問もあってお答えさせていただきました、町へ8,300円、1万5,300円を7,000円という形での差額の8,300円をそこからまた助成いただくという形で、今回、雑入という形で助成金を上げさせていただいたというところでございます。

続いて、副反応の周知ということでございますが、次に接種されるであろうワクチンについても一定知見に基づいて、接種部位の傷みですとか発熱ですとかそういうものが国から示されると思いますので、そういう部分が示されましたら、また住民の方についてはホームページ等で丁寧にまたお示しさせていただきたいなというふうに思います。

続きまして、現状についてでございますが、現状、町では健康被害救済制度で申請をいただいた方の把握はできておりますが、それ以外の方については把握できておりませんので、実際どのような形で、例えば医療機関からも報告が上がっている部分とかはあるんですけれども、そこについてはちょっと町では分かりませんので、その部分をどういうふうにお示しするのがいいのかというのもありますし、国のほうでは全体として健康被害でどれだけ認められましたという数字は確かに上がってくるんですが、個々の部分については上がってきておりませんので、ちょっと現状なかなか、町の部分で知っている部分だけをお知らせするのもどうかと思いますので、そこは現状、今どれだけ認められましたよというのをお示しするのは難しいのかなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま山本議員から、報第8号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてご質問を頂きました。フェンスが倒れていたのか、扉が開いていたのかという、正確な状況はどうですかということでございます。

まず、道路に沿いましてメッシュ状のフェンスが連続して設置されているところの、中ほどのところを、くくってあるものを外して、そして、耕作をするために、車両を乗り入れるためにそれを外して進入するために開けられたという状況でございます。扉の部分とかそういうことではなしに、中間のところというようなことが正確なものでございまして、そして、事故の状況なりそのときの当時の状況から見ますと、根っこのところは縛ってあって、道路敷に1メートル90センチのものが倒れかかるようにして、上のところは開いてございましたので、恐らくそこを開けて、車両を進入してお出になるとときには、全部順番に締めたつもりが、下はくくっていたけれども、上もかけたけれども、何かの拍子でそれが外れて、支柱のように、根っこのところはくくられたままでパタンと倒れたというのではないかなというふうに、状況から推測しているところでございます。

耕作するのにどうしても、あまり頑丈過ぎると入るときにまた外しにくい、でも、緩いと開いてしまうという、そこ難しいところではあるかなと思うんですが、今回は下がうまいことくくれてあって、上のところが不十分といいますか、何かの拍子で外れたのではないかなということで、そのようなことがないように、ちょっとまた注意はしていただく必要があるかなというふうに思います。

議員の皆様方への説明につきまして、事故の詳細な状況の説明の共有ができていなかったことに対しましては、ちょっとおわびを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

それで、同じような事故を繰り返さないためにということで、そういう、相手方からの請求等があった際に事故を知ったわけなんですけれども、町のほうではそういった事故発生を受けまして、町内の道路沿いにあるフェンスのところを車両によりまして通行することで、異常がないか点検をしたところでございます。

また、今年の春先も、耕作される前に圃場巡回とかする際にはフェンスのところについてもちょっと見ておいてほしいということで、職員のほうでも見ていただいて、異常はないか点検もしているところでございます。

また、令和6年4月9日に令和6年度の第1回農業組合長会議を開催いたしまして、その場で防護柵、獣害フェンスの管理の徹底についてということの文書を発出いたしまして、事故がないようにということでお願いをしたところでございます。

耕作者様の日常の点検・管理は当然のことながら、農業組合長様におかれまして、集落内の状況について異常がないか、当然確認いただきたいと思いますし、農林課といたしましても、外出なり圃場へ行くときに、いつもと違う様子がないのかということについては、課が一丸となって、また点検もしていきたいなというふうに思います。

この事故を1つの教訓といたしまして、再発防止ということで一丸となって、ま

た、農業者の皆様方とも協力して取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） それでは、再質問のほうでは、町道西大路鎌掛線道路改良工事の中で、橋梁が4年年数がかかるということですから、残り、9年で4年かかって道だけで5年ということで、単純計算で分かるわけなんですけども、やはり1年で鎌掛側からの進捗だけでは、これ、到底追いつかないなというふうに思いました。ということは、鎌掛側もやるけども橋梁の工事にかかるよということをやっていく必要があるのではないかと、橋梁の桁部分だけでもとか。

そういうようなものについても、詳細設計までは進んでいるかなと。前に、多分、そこまでもしているよという報告を頂いたと思っているので、西大路側からも着実に工事を進めるということで、ちょっとでも工期を、予算も取れればの話なんですけど、そこは頑張ってください、そういう努力をしていただくということも考えてほしいんですが、いかがでしょうかということをおっしゃりたいと思います。

それと、損害賠償の額を定めることについての件ですが、お話を聞かせていただきました。やはり、フェンスの扉が開放のまま、上部が開放のままで、あそこが見づらかってという話が起因しているかなというふうに思うんですが、その後の話については、弁護士さんでのごことなので、ここでとやかくは避けますけれども、やはりそういうところに過失があるところを、町が管理責任を負わなければならないというところにちょっと問題があるかなということをおっしゃったので、今後についてやっぱり適切に、そういうのもたくさんありますから、そういう案件は過去にも私も聞いていますし、その案件は正しく扱うということで、これはもうお願いということで、要望事項にさせていただきます。1点だけお願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 山本議員より、西大路鎌掛線につきまして再質問を頂きました。

ご指摘いただくとおり、橋梁の工事と道路改良工事を一体的に進めていくということは、工期短縮をするにおいて必要なことだとうちのほうも考えております。しかしながら、交付金のつきの状況もひとつ課題であります。

あと、工事を進めていく体制というところ、100メートル近くになる橋梁ということで技術的にもなかなか高度な技術というところになりますので、その辺の進め方、県に協力を頂くということも考えながら、いろんな手法を考えながら、今現在、修正設計等を進めておりますので、その成果の出てきた経過の中と進め方とを分析しながら計画していきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

5番、川東昭男君。

5 番（川東昭男君） それでは、私は議第47号、令和6年度一般会計補正予算について、2点についてお伺いをさせていただきたい。いずれも関連質問でございますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、5款労働費、勤労福祉会館費の勤労福祉会館管理運営事業。これ空調の質問が高橋議員からあったんですけど、私は関連質問として、昨年、ひだまり事業所がホールを執務室として利用されておられます。このことに関して、この1年、貸館に影響はなかったのか。

もう1つ。また、デイサービス事業を廃止して勤労福祉会館に執務室を設けたひだまり事業所が、現在、ホームヘルプサービスを中心に行っているというふうに思うんですけども、その後、移転された後も事業運営はスムーズに進んでおられるのか、そうした状況をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、10款教育費の図書館管理事業についてお伺いします。これも関連質問で恐縮ですけども、まず、工事期間と工事に伴う休館日があるのか。休館日があるとするならば、どれぐらいの期間が休館となるのか、伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 5番、川東昭男君の質問に対する当局の答弁を求めます。地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） ただいま川東議員から補正予算のことで、関連することということで、社会福祉協議会ひだまり事業所が移転してきたことで、勤労福祉会館のホールがなくなって、その後、貸館の状況ということですが。

貸館の状況につきましては、勤労福祉会館としましては、もともと工事に入る前から社会福祉協議会からも丁寧に説明をしていただいていたこともありまして、ホール廃止後も、何かホールがなくなったけどというような苦情とかそういうものは伺っておりません。

もともと使われていたところにつきましても、ホールではなくて101会議室という1階の広めの会議室、あと201という2階にも同じような広い会議室があるので、そちらに移動して使っている部分が結構多いかなとは思っています。

ただ、やはり林業センターと勤労福祉会館がありますので、林業センターのほうの貸館の状況は増えたかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（古澤増穂君） ただいま川東議員より、議第47号、一般会計補正予算（第3号）に関連いたしまして、勤労福祉会館のホールを改修して社会福祉協議会ひだまり事業所が移転してきたけれども、その後の運営状況はどうかというふうな内容でご質問を頂戴いたしました。

ひだまり事業所につきましては、これまでリスタあすなろの隣に事業所がござい

ましたが、そこを移転して勤労福祉会館内、旧のホールを事務所といたしまして事業を運営させていただくということで、この4月から運営を開始したところでございます。社会福祉協議会といたしましても、これまで事業所が分かれていたところが一体化することで、そのメリットも大きいというふうなことも聞かせていただいておりますので、そういった部分についても確認をさせていただいております。

現在は、社会福祉協議会につきましては総務課を新たに作り、地域福祉課と介護事業を行う介護保険課というふうな3課体制にされまして、事業を4月から進められております。

稼働状況といいますか、運営状況でございますけれども、事務所が新しく変わったということで、心機一転、職員の皆様方も頑張って介護事業に携わっていただいていると、このように聞かせていただいているところでございます。

ただ、課題が何かというところでございますけれども、職員の皆さんの高齢化ですとか、登録の方が増えてきたというふうなこともございますので、今後は事業の安定化のために正規職員の募集も考えていく必要があるかなということが1点と、それから、この4月に介護報酬が改定されまして、全体的には1.59パーセントのアップということでございますけれども、中心にやっております事業の訪問介護につきましては、これも課題と言われておりますけれども、全体で2パーセント程度の報酬が下がったという事業内容でございますので、こういったところをどのように持っていくか、運営していくかということが大きな課題かというふうに言われておりますので、加算なども取っていけるように、町としましても、支援といえますか、こういったことも考えていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

現在は運営が始まりまして2か月でございますので、今後の運営について注視していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 図書館長。

図書館長（平松久明君） 川東議員より、図書館2期棟に係る空調工事について、図書館の利用制限について、ご質問を頂きました。

図書館2期棟に係る空調工事については、6月補正予算について承認いただきましたら、7月中旬から11月末までの4か月間の工期を想定しております。工事に関わり休館する予定はございません。

また、図書館の本のある部分の利用は制限もされません。一部、視聴覚室、展示コーナー、会議室、事務室の利用が制限される時期も出てくると想定しております。その際、工事部分をパーティションで仕切り、利用者の安全を確保した上で工事を実施し、各施設の利用の制限はできるだけ短期間になるように調整していくように努めたいと思います。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5 番（川東昭男君） 勤労福祉会館につきましては順調ということで、ひだまりの運営もこれから、いろいろ課題を抱えながらスタートしているということです。今後一段とこの勤労福祉会館の管理事業や、それから、ひだまり事業所の運営がスムーズにまいりますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

1つ、再質問は図書館の工事の関係ですけれども、今回、休館なし、利用制限なしということで、ありがたいことです。ただ、1年前に図書館の工事の段階で約2か月の長期間の休館がありましたので、この際、私は、長期にわたる休館の場合は日野町図書館の利用カードで近隣の市町の図書館の利用ができるような、そんなシステムをつくっていただきたいという質問をしましたので、そういうことがなければいいんですけれども、今後こういったことも検討いただければありがたいなということで要望させていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

3番、松田洋子君。

3 番（松田洋子君） 私は議第45号、工事請負契約について（町道小御門線歩道新設工事）から2つ、そして、もう1つは議第47号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）から1つだけさせていただきます。合計3つさせていただきます。

今回の工事は国道477号から小学校に向けて約200メートルの区間となっていますが、予算の都合上やむを得ないことだとは考えますが、この道路は登下校時の通学バス、また、学童保育所の送迎などで児童を乗せた往来がほとんど考えられます。当然ながら、工事期間中、また工事の中止の間、そして工事完了の安全対策には万全を期してもらいたいと考えます。

そこで、まず1つ目、工事期間中の安全対策に関わる説明会の開催予定があるのか、また、その対象などをお聞かせ願います。

2つ目は、今回の工事期間、国道477号線から出雲川交差点手前まで終わっており、車同士の対向が難しい区間となっているため、工事完了後の安全対策が重要となりますが、対策についてどのように考えておられるか、分かる範囲でいいので教えてください。

そして、もう1つ、議第47号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）の中の予防接種のことなんですけれども、先ほど中西議員やら何人かの方が言われたので、ここで聞きたいのはコロナ、市町により費用負担は無償となるところもあると聞いていますが、介護施設職員は感染リスクが高いと言われているのにもかかわらず、これ65歳以下だったら全額負担と今のところなっております。

今後、日野町として、感染リスクが高いところ、保育所とか障がい者施設の職員さんとか、そういうエッセンシャルワーカーに対しての補助を考えたりしておられ

るのかどうか、そこだけをまた再度聞きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 3番、松田洋子君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 松田議員より、議第45号、工事請負契約（町道小御門線歩道新設工事）についてご質問を頂きました。工事の進捗に伴う安全対策に伴う地元の説明会というようなことでご質問を頂きました。

こちらにつきましては、現在、小御門の区長さんにつきましては説明会を開催するかどうかの相談を行っております。開いてほしいということで希望を頂きましたら、説明会のほうを開催する予定をしております。また、小学校の近くに出雲の里さんがありますので、そちらの里さんにつきましては代表者さんと相談のほうをさせていただきまして、説明会の希望を頂きましたら、こちらも開催していければというふうに思っております。

小学校の隣で今、大平の里さん、新しいおうちが何軒か建ってきているような状況でございます。こちらにつきましては工事のビラ等、周知のビラを入れるような形で周知のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

学校にはたくさん子どもさんを迎え送られる保護者の方もおられるかと思うので、そちらにつきましては教育委員会と必佐小学校さんとも調整しておりまして、学校を通じて保護者さんを通じて工事の通知のビラを配布するというような形で対策をしていければというふうに思っております。

もう1点、今回の工事の進捗に合わせまして、新しくできる道と現道の擦り付けというところで、車が対向しにくいのではないかとということでご質問を頂きました。

こちらについてはご指摘を頂いておりますのでございまして、今回計画しております歩道が現道側にできるような形になりますので、できていない部分の現道と新しくできた道路の車道の部分は多少ずれるような形になりますので、その部分につきましては、今回の工事区間、20メートルの区間の中で道路を擦り付けるような形の区間を設けておりまして、そこで安全な通行を確保していきたいというふうに思います。

というものの、対策としましては看板を設置する、クッションドラム、黄色と黒の大きなドラム缶のようなものを置いて車線を誘導するような形を取らせていただきます。安全な通行を誘導するような形で対策をしていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 続きまして、議第47号の一般会計補正予算の中の予防接種に係ります公費負担の在り方等についてご質問いただきました。

新型コロナウイルスワクチンにつきましてはB類疾病ということで、季節性のイ

インフルエンザと同じ枠組みの中で接種されるということでございますので、そういうB類疾病ということを考えまして、やはり国が示されています定期接種の対象者について一定公費負担ということを考えさせていただいているというところでございます。介護職員さんですとか医療従事者さん等々のエッセンシャルワーカーについては、今現在では公費負担は考えておらないというところでございます。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

3番（松田洋子君） 議第45号のほうはよろしく願います。ほんまに子どもたちが通うのに、また事故とか何かあったら大変なことになりますので、十分、安全対策をよろしく願います。

それと、予防接種のことなんですけども、これは私も保育所で働いていて、保育園でインフルエンザの予防接種をやったり園側は必ず受けて下さいということで、園側から、言うたら半額負担という形でしてもらえて、たくさんの職員が受けたということもありますので、まだ考えておられないし、いろんなことも、細かいことも出てきていないので難しいかもしれませんが、再度要望として、そういうエッセンシャルワーカーの方とか感染リスクの高い人、高い職場の方たちにも援助のほうをよろしく願います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

2番、谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 私からは、報第8号、専決処分の報告について、2点質問させていただきます。

先ほど後藤議員と山本議員からかなり深く聞いていただいたので、ある程度少くはなったんですが、初めて、先ほどこの事案について伺ったときに、総延長が約130キロ、かなり日野町で日常目にする風景の中で起こった事故だなということと、それと同時に、損害賠償の発生リスクというのは日常的に存在している、怖いことだなと思いました。

その中で、再発防止について伺いたいんですが、先ほど山本議員が聞いていただいて答えていただいたんですが、農業組合長会議のところでお話しされたということだったんですが、事故の発生状況や被害の状況というのはどの程度伝えられたのか、きちっと全て、今、私たちが把握しているような状態のことを伝えられていたのかということ、1点伺いたいのと、もう1点が、事故の当事者として、設置した日野町、そして、事故を起こしたというか車が接触された、被害を受けられた方、車の所有者の方ということと、もう1人の当事者、耕作者さんの、結果としては費用負担はないということなんですけども、損害賠償の額を決める、費用負担を決める中で、耕作者の方に負担していただくとかいうようなお話が上がったのか上がっていないのか、この2点について伺いたいです。

議長（杉浦和人君） 2番、谷口智哉君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 谷口議員から、報第8号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてご質問を頂きました。

再発防止策ということで、町のほうでは点検のほかに、4月9日付でちょうど会議がございましたので、農業組合長会議におきまして文書を発出したところでございます。実際その「防護柵の管理の徹底について」という文書の中で、「これまで設置されている防護柵の中には、十分な管理がなされず、つる草が絡まり、台風の強風等により防護柵が倒壊する事故のほか、倒壊した防護柵に自動車が衝突し、損害賠償を請求される事案も発生しております」ということで、事案としての発生が生じているということについてはその文書の中に書き込みをさせていただいて、「したがいまして」ということで、日常の管理をしっかりやっていただきたいということで、集落内でそういった周知徹底もお願いしたいということで呼びかけたところでございます。

この書きぶりについて、では、もっと具体的にどうだったんだとかいう話とか、いくら請求されているんですかとかいうような質問とかはなかったわけなんですけれども、そういうような問合せがありましたときにはまた詳しくご説明させていただいて、もし今、放ったらかしにしているとかいうことになるんですということとは、お互い注意喚起も含めてしたいなというふうにも思っているところでございます。

耕作者さんへの負担についてということで、その辺りについて考えたのかということにつきましては、相手方のほうが日野町長を請求先として払っていただきたいということでございましたので、相手方が町であるということから、そのことについて対応するということを決めたわけでございます。

その防護柵がそもそも国家賠償法のところによる公の営造物に当たるのかどうかについても考えたわけなんですけれども、町が推進しております補助事業のスキームの中で設置がされておるということで、広い意味で町に一定の管理責任があるということは否定ができないということでございまして、したがいまして公の施設と考えられることから、その責というか瑕疵があった部分につきましては町が損害賠償の請求の対象になるということで、請求を受けたことに対して真摯にやり取りを進めたものでございまして、耕作者様も一緒に入っていていただいて解決していきましょうということにはなっていないというようなことでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 理解しました。先ほど、損害賠償発生リスクが全町に存在するというような表現の仕方をしたんですが、今後はこのリスクの発生というのは高

まってくると思っています。農業者、ワイヤーメッシュを管理する耕作者さんというのは年々減っていくものですし、年々高齢化もしていくと思います。

今回は鍵をかけたとかかけないかけないとか、ある程度の人為的なミスも、ミスというか要因もあったかもしれないんですが、管理自体がやっぱり行き届かなくなってくると、先ほど農業組合長会議でおっしゃったように、ツタが絡まっていたても全て取りきれない、特に獣害フェンスに関しては田んぼを作らなくなったからといってその分だけの獣害フェンスを外すというものではないので、今後高まるリスクに関しては、町として十分、持続可能性のある対策というのを取っていかないといけないと思いますので、今後もよく考えて対処のほうをしていていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

1 番、福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） 質疑最後という形になるかなと思いますけども、私に関しては、議第45号、町道小御門線歩道新設工事についてという形で、先ほど松田議員のほうがお聞きしていただいたところ、重複するところは省かせていただきますので、それ以外のところで、私、今、子どもが2人、必佐小学校に通わせていただいていますし、あとPTAの役も昨年させていただいたというところがあります。

それから、学童にも行かせていただいているというところと、最近は早朝から必佐小グラウンドに毎日行かせていただいていますので、そういったこともあって状況を見ることが多いので、少し細くなるかもしれませんが、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、1つですけども、前提として、工事の工期、細かなところは今後調整になると思うんですが、恐らく9月下旬から10月初旬にかけてが開始期間となると思っております。確認なんですけども、まず、工事の時間が、今お聞きしていると9時から5時、月曜日から金曜日が工事区間ということになりますけども、これはそのとおりで現状よろしいのかということがまず1つ。

それから、工事の方法といいますか、これ片側通行で工事が行われるのか、それか完全封鎖の期間もあるのかによって、私これ国道477号線からの車の入る動線がかなり、僕も入ってきますけども、変わらと思っています。山本の信号付近の農免道路から抜けられる方、それから小芦電気さんのカーブのところから入られる方、出雲川橋にもかかってくるので、それから小学校口、小学校の正面の、それから内池側、かなり車の入り方が変わってくるので、この工事の方法がこういった形なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、大きく2つ目なんですけども、先ほど学校側との協議も行っているということでお聞かせいただきました。その中で、まず1つ目は帰りのバス、送迎

のバスの設置をする場所、児童の乗り降りの場所の確保はどうなっているのかというところと、あと学習環境がその期間中どういうふう to 確保されるのかということと、前期に正面の工事を、正面の拡張工事をしていただいていると思います。そのときに学校側から、騒音とかほこりとかそういったところの声を実際には出ているのかどうかというところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、必佐小学校は今年、創立150周年の式典を10月12日に予定しております。その後、10月17日、それから21日の平日、オープンキャンパスを予定しておりますので、いつもより地域の方が車等で学校に来られるということを、今、企画をしていただいていますので、そこら辺ちょっと、もう工事が始まってすぐぐらいです、影響があるのかないのかというところをお聞かせいただきたいと思います。今分かる範囲で大丈夫です。

それから、周辺住民の方へは今後周知をするということでお聞かせいただきました。

それから、最後、4番目、今、200メートルの工事を今回は施行延長として上げられておりますけども、その学校側、御門橋を含めた未完の100メートルの部分、これを今後、町としてはどういった形で国等に要望をかけていくのかということと、あと大平の里、出雲の里から内池側、今、拡張が終わっているところから内池の旧の大堀花店さんのところに抜けるところまでの道が通学路にもなっていますし、それなりに車が抜ける形になっています。路面が少し、カーブのところ悪いところも内側ありますので、その工事今後、町としてはどういった構想を持っておられるのか。

以上、幾つか聞かせていただきましたけど、お答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 1番、福永晃仁君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 福永議員より、議第45号、工事請負契約（町道小御門線歩道新設工事）につきまして、何点かご質問を頂きました。

まず、工事の時間と稼働日というところでございます。時間につきましては、9時から夕方5時という時間帯で工事を予定しております。工事の稼働日というところでございます。月曜日から金曜日ということでご質問いただきましたが、土曜日についても稼働になってくるかと考えております。

工事の片側通行、通行止めという部分でございます。工事の中身、内容によりまして、可能な限り片側通行でしたいと思っておりますが、やはり本線の工事に入りますと完全な通行止めという形になってくるかと思っております。工事の進捗に合わせまして、そのスケジュールにつきましては学校さんを通じて保護者には通知するような形で取り組んでいければというふうに考えております。

迂回路の対応というところでご質問も頂きました。町のほうとしましては、小芦電気さんから入る町道御代参線から出雲川を渡りまして、出雲川沿いの道を走って小学校へ入る町道のほうをメインの迂回路というような形で表示をさせていただいて、通知もしなければというふうに考えております。

次に、バスの退避所というところでございます。今回の工事箇所につきましては、生徒さんが通っておられる通学路には該当しておりません。また、時間帯も9時から5時ということであれば通学される時間帯からも外れてくるかなというふうには。帰りのところで一定重なってくるころはあるかと思いますが、そういうような状況の中で、今、送迎バスにつきましては、帰り、学校の前に止められて今回工事をする道路を通られておるような状況でございます。ですので、そこが通れなくなりますので、そこにつきましては教育委員会と必佐小学校さんと調整のほうをさせていただきまして、学校の周辺で別の退避場所のほうを調整いただいておりますので、そこを確保するような形で対応のほうをしていけたらというふうに思っております。

続きまして、10月12日、17日、21日にオープンキャンパスを予定されているということで今お聞きいたしました。初めて聞かせていただきましたが、現場の対応等、日程が分かっておりましたら調整はできるかと思っておりますので、通行止めの状況等も把握しながら調整していきたいというふうに考えております。

4点目でございます。学校より内池側の整備の計画というところでございます。あと、今回の工事から橋までの100メートルの区間ということでございます。今回もう少し進捗できるかと思っておりましたが、工事の内容から少し延長が伸びなかったところも、うちの想定外やったところかなというふうに思っております。来年度、続けて100メートルの間については進めていきたいというふうに思っております。

来年度、内池側の整備につきましてもスムーズにかかれるように、用地の関係等も話のほうをしていければというふうに思っております。内池西さん側の計画につきましては、やはり今、おうちが建っている関係もありまして補償の問題等もありますので、その辺の状況、内池西さんの区長さんとも情報共有をしながら、進め方については考えていければというふうに考えているところです。

議長（杉浦和人君） 工事中の騒音対策について。建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 1点、回答が漏れておりました。工事中の騒音というところでございます。学校の前を工事させていただいたときにつきましては、やはりコンクリートを壊したりというところで結構大きな音も出ていたのも事実でございます。そういうような中で、学校から音がうるさいので対策をしてくれというような苦情は聞いておらないところです。今回の工事につきましては学校から少し

離れますので、前回の工事よりは随分、影響は少ないのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） ほぼ全て理解できましたけども、幾つかだけ、要望といいますか、させていただきます。

まず、片側通行と全面封鎖というところで、工事の内容によると思いますが、477号線の真横から車を止めるので、そこに入る車を止める、片側通行ずつという交通整理をされると思いますので、477号って結構かなり混むところがあります。そうすると、小芦さんのところぐらいまでかなり影響が出てくるのと、あと踏切があるので、車が普通のスピードと動線と全然違うというふうなのが、出入りのときに私たち使用者もすごく感じていますので、その点、警備会社さんとあと工事業者さんと打合せをしっかり行っていただきたいというところになっています。

あと、オープンキャンパス等に関しては、今後また日程の変更等がもしかしたらあるかもしれませんが、今現状では実行委員会ではそういった形で言われていますので、また確認いただきたいと思います。

それから、未完の部分、それから御門橋、それから内池側というお話ですが、私、保護者としてもあと8年ほどは必佐小学校に最低でも関わらせていただくとしますし、できる限り地域の方の声とか理解を頂きながら、次の構想を地域の理解を得ながらやるということが非常に大事なかなと思いますので、そういった意味でも、地域の声の吸い上げと、あとやはり後期の迅速な対応といいますか、補助金の設定も含めて、ここに関しては引き続き調査・研究等も行っていただきたいし、要望としても行っていただきたいと思いますので、一緒に協力してやっていきたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

日程第3 議第44号から議第47号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その11））ほか3件）について、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託につきましては、お手元へ配付いたしました委員会付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後 1 時 30 分から再開いたします。

－休憩 1 1 時 3 5 分－

－再開 1 3 時 3 0 分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

ここで、福祉保健課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 先ほど中西議員の質疑において、新型コロナワクチンに関する、定期接種以外の方の接種は可能かというご質問の中で、可能とお答えした中で、その中で救済制度のことをちょっと詳しくというか、ご発言させていただいたんですが、そこで「ほぼ同じ」と、あまりにも短くご説明をさせていただいたので、もう少しだけご丁寧にご案内させていただこうと思って、議長からお許しを頂きましたので、よろしくお願いします。

まず、定期接種と任意接種がございますが、定期接種につきましては予防接種法に規定されている救済制度で、任意接種につきましては独立行政法人医薬品医療機器総合機構法、いわゆる PMDA 法という、その法律が根拠になってございます。併せて申請窓口についても、定期接種は市町村、任意接種はその独立行政法人医薬品医療機器総合機構申請ということになって、併せて給付のほうについても定期接種は市町村、任意接種は今の独立行政法人 PMDA ということになってございます。

あと、給付額につきましては、定期接種については A 類、B 類がございます。今回、新型コロナは B 類に該当しますが、A 類のほうが給付額はやはり高くなっています。B 類のほうにつきましては任意接種の救済額を参酌して決めるというふうになっていますので、ここについては任意接種とほぼ、ここがほぼ B 類の定期接種と同じということになってございますので、よろしくお願いしますと思います。

議長（杉浦和人君） 日程第 4 一般質問を行います。お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。2 番、谷口智哉君。

2 番（谷口智哉君） 皆さん、こんにちは。お昼からもよろしくお願いします。

今回の一般質問から 2 周目というか 2 年目の一般質問になるんですが、今回は 3 つ大きく分けて質問させていただきたいと思います。大枠で考えると 3 つに項目は分けてあるんですが、ある程度共通しているものもありますので、質問が終わった後に、日野町の今後の在り方というものを皆さんと共有できたらいいなと思っています。

それでは、1 つ目の質問に入ります。日野町役場における働き方改革の進行状況と今後の展望の確認をさせていただきます。

日野町役場では令和5年8月に働き方・業務改革推進本部を立ち上げ、働き方改革について取り組んでこられましたが、それらの進行状況等について、一問一答方式で伺います。

1つ目として、3月議会の時点、7か月間で、働き方・業務改革推進本部のワークスタイル部会では6人のメンバーで7回の部会を開催し、部会のテーマを「業務効率化により時間を生み出し、さらなる住民サービスの向上と成長し続ける組織を目指す」とし、1、時間、人、お金の無駄をなくす、2、多様な働き方ができる組織風土をつくる、3、いきいきと働く（やりがいを感じて働く）職員を増やすの3つを目標とされたと伺いました。

また、それらの実現のために、みんなの意見を集めてから具体的に取り組もうということになり、職員の働き方に関する意識や考え方を確認するためのアンケートを実施中とありました。

アンケートの具体的な内容と、それを取りまとめた結果、それに対してのアクションをどのように起こされたのかを教えてください。

議長（杉浦和人君） 2番、谷口智哉君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 働き方・業務改革推進本部の件でご質問を頂きました。

今ご質問いただいた内容でございますけれども、ワークスタイル部会のアンケートの具体的な内容ということでございます。こちらにつきましては、多様な働き方ができる組織づくりのために、1、育児休業の取得促進に関すること、2として、より働きやすい環境を整備するための取組や課題に関すること、そして、3番目には昇格に関すること、そして4つ目には、残業の原因や縮減に向けた取組に関すること、この大きく4つの設問に加え、それぞれ自由記述欄を設けております。

このアンケートの取組結果の主なものにつきましては、1つ目の、育児休業の取得促進のためには、「人員の補充」が一番多く、次に「上司・同僚の理解」ということでした。

2つ目の、働きやすい職場環境に必要なものでは、「ペーパーレス化の推進」「窓口対応時間の短縮」「全庁的な無線LANの導入」の意見が多く上がりました。

3つ目の昇格に関して、昇格を望まない職員の理由でございますけれども、「自分の能力に自信がない」、また、「責任ある職に魅力を感じない」「家庭との両立が困難」との意見が多く上がりました。

4つ目の、残業の原因となっているものでは、「事務処理業務」が多く上がったところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） アンケートの対象に関してなんですが、最初の状況よりもちよ

っと戻るんですけど、アンケートの対象自体は全職員になるんでしょうか、それとも、年齢や役職等で範囲を設けているのか。もう少し、対象とした方、人数、集計期間とか回答率に関して詳しく教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ご質問いただいた内容でございます。それと先ほどの中で、アクションについてということでご質問がございましたのが、答弁が漏れておりました。アクションについては、まず、このアンケート結果を職員に報告させていただいたところであります。今後につきましては、ワークスタイル部会で議論を深めて、小さなところから始めていこうと、こういうふうに考えております。

ただいまご質問いただきました内容でございます。アンケートの内容ということでございます。このワークスタイル部会が行いましたアンケートにつきましては、部会の中で話し合いを行いまして、職員の意見を把握しようということで行われたものでございます。正規職員の全員を対象に実施されております。

アンケートの項目でございますけれども、役職や年齢、所属の設問はございますけれども、範囲を特段限ったものではございません。そのため、様々なご意見を頂いたところです。

アンケートの実施につきましては、令和6年3月5日から3月19日までの期間で実施いたしまして、L o G o フォームを活用しましたアンケート形式で、自席の事務用パソコンでありますとか自身のスマホでも回答できるようにさせていただきまして、回答につきましては、おおむね3割の職員から貴重な意見を付して回答があったところでございます。3割といいますのは、対象正規職員が当時でいうと231人おります、うち67人ということで、回答率としては29.4パーセントということでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2 番（谷口智哉君） 回答率が約30パーセントを切るぐらいということで、全員対象として、不満とか不安を解消するためのアンケートに関して、回収率が低く私は感じたんですが、総務課長としてはこの集計結果に関しての数字の部分、どう受け取られているんでしょうか。もしこれが低いとか、もう少し上げるためにはどのような工夫をしたらいいかとかいうのであれば、聞かせていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 回答率でございますけれども、実はこちらの周知のほうを、町のいわゆる業務用パソコンのほうで、掲示板ということで、そこへ表示させて積極的に募集をしたところでございます。ところが、正規職員といいますのは庁舎外にもたくさんおられまして、そういった方に十分そこら辺が行き届かなかった面もあるのかなと思います。

ただ、3割ということでございますけども、傾向でありますとか内容につきましては十分参考になるものでございますので、こちらを基に今後の議論の題材になるのかなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 出てきた意見はやはり、回答のパーセンテージにかかわらず、職員さんがふだんから思っている不満点、不安点も包括している、取り込んでいるとは思いますが、それを基に改善につながってほしいなと思います。

そこで、質問なんですが、取りまとめの結果から見ると、物理的に充足させることによって解決につながるもの、平たく言えばお金で解決できるようなもの、人を増やすとか仕事を減らすとかシステムを再構築するとかいったものがあるんですが、その分に予算を割くこと自体は、住民福祉の充実のためにも優先させるべきだとは思いませんか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） まず、今回のアンケートの結果でございます。これは当然ながら、回答いただいた方へお返しさせていただく、お知らせするということと、まずはこの結果を基に、ワークスタイル部会において次の検討ステージへ進んでいただくと、こういうものかなと思います。

アンケート結果から、できるものからチョイスしてお金をかけていくということもできるかとは思いますが、まずは今年度、このアンケート結果を踏まえましてワークスタイル部会で議論をより深めていただいて、具体的な提案につながるような形を進めていくのが一番よいのかなと、このように考えております。

その中で具体的な提案になって至れば、今後、予算が必要であるとか、そういった議論も必要になってくるのかなと思います。現段階につきましては、1つの検討材料として、次のステージへ進むためのものと理解しております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） ぜひ予算の面で解決できるものに関しては、上のほうにも掛け合った上で、働いている方の自己実現につながるような改革につなげていっていただきたいなと思います。

ただ、今はこれ、前の質問に関してはそういった形でシステムを変えるとかのことなんですけど、意見の中には、理解が必要であるとか自信がない、出世することの魅力を感じないとかいった内面的なものもあったと思うんですが、こういったことに関しては、何かを変えるとかではなく、風土とか意識醸成の範囲の話だと思います。それに関して取り組むべき必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 議員のおっしゃるとおりかと思います。まず、お金という
か物で解決できないものというのは、心情的なものといえますか、思いであるとか
そういったものかと思います。

働く職員の仕事に対する意識や働き方の価値観というのは多様化しております。
その中で、生きがいを持っていきいきと働き続けられることはとても大切なことだ
と思います。そのために、働き方・業務改革推進本部を立ち上げまして、3つのワ
ーキンググループで議論して、働き方に関してはワークスタイル部会で現在議論を
して検討を進めている途中ということでございます。

確かに、時代に合った働き方への意識改革、特に管理職の長年のそういった、人
生経験の中での意識改革を、今の時代に即した形で変えていくのはとても大変なこ
とかとは思いますが、ただ、今の時代にふさわしい職場となるように取り組みたいと、
このように考えておりますので、そういった必要な啓発等につきましても、また推
進本部で議論をしてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 生き方の多様性、価値観の多様性というのもやっぱり重視され
ている時代、特に上司に当たる課長クラス以上の方の年齢とか、今まで生きてきた
経験、常識とかからすると、もしかしたら理解しにくいものも世の中にはあるかも
しれないです。そこでもう一步、せっかくお世話になった吉澤さんが総務課長なの
で、もう一步踏み込んで聞きたいんですが、総務課長として、風土づくり、意識醸
成のために、業務改革推進本部ではなくて総務課長としてつくっていくためにはど
のようなことが必要だと思いますか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 職場における、働きやすい職場に向けた意識の醸成、風土
づくりはとても大切なものでございますが、一方で、先ほど申し上げましたように
たくさんの職員がおります。年齢構成もばらばらということで、その中で直ちに意
識を変えていくのはとても難しいことであり、私のほうでも悩んでいるところでご
ざいます。

その中で、職員の意識改革をどういうふうにしていこうかということで、総務課
といいますか、総務課長の立場としては、やはりこれまでの意識改革の取組をしつ
かり続けていく。いわゆる働き方改革については、推進本部を設けておりますので、
そちらのほうでしっかりと議論をしていく。

そして、総務課がこれまで取り組んでおりました、例えばノー残業デいの呼びか
けでありますとか深夜の時間外の抑制の呼びかけであるとか、そういったことを事
あるごとに繰り返していくこと、また、外部に研修に行っていただくことがござい
ます。そういったところに参加することで、講師の方やほかの市町の職員との情報

交換、意見交換という場がございますので、そういったところで新たな気づきがそういった改革にもつながるのかなと思いますので、そういった機会も増やしていくことが重要かなと思います。

総務課長としましては、そういった取組も意識醸成、風土づくりの一助になると考えておりますので、そういうところもしっかり忘れずに取り組んでまいりたいと思います。

そして、何よりも、今現在、推進本部でしっかりと議論、検討がされている内容がございます。働き方・業務改革の推進本部、また、各部会の庶務を総務課が預かっておりますので、そこにつきましてもしっかりとその責務が果たせるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2 番（谷口智哉君） 非常に大変な仕事だと思うんですが、よろしくお願いします。

また、政策参与もいらっしゃいますし、前に質問したときに、外部での研修とか見識を聞くために政策参与を活用されたということを知っていましたので、また政策参与を頼っていただいて、改革を進めていっていただきたいなと思います。

このワークスタイル部会で、最後に思ったんですけど、自由記述の欄を設けていたということだったんですけど、ほかにも何か、ここに今挙げていただいたこと以外に、目立ったようなものとか印象に残っているような意見があれば教えていただきたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） アンケート結果の中の自由記述の欄でございます。あくまで一例ということで申し上げますと、例えば、育児休業に関する設問におきましては、やはり職員の取得のためには代替職員の必要性でありますとか、それをもって、また、管理職や同僚の意識改革、特に管理職からの取得呼びかけの必要性の声なんかもございましたので、その分については私たちも少し、もう 1 回改めなければならない、また、認識を新たにしなければならないのかなと思いました。

また、昇格をしない理由でございますけども、やはり家庭や自分の時間を大切にしたい、こういった意見もございますので、そこら辺は大事にし、また、相談できる体制でありますとか雰囲気望む声もありましたので、そういった職場づくりも大切なかなと思います。

決してそういうことはないと思うんですけども、やはりそういったことが見に見えないといいますか感じられないということですので、そこら辺は少し変えていくといいますか、改めていく部分かなと思います。

このほかにも様々な意見がございました。ただ、全体に見て感じましたのは、もうもはや家庭を顧みず働くという時代ではないんだなということで、仕事も家庭も

大事にする風潮といたしますか、そういった意識が育ってきているなという感じを、アンケート、また、自由記述から意見を見て私は感じたところです。

こういったことがございますので、今年度はこういった職員の意識の変革といたしますか、今の時代に合った意識を積極的に後押しできるようなこともしていきたいなと思いますので、そこら辺はまた推進本部なり各部会のほうと一緒に考えていきたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 今、私の前に座っていらっしゃる方は上司に当たる方なので、ぜひ部下の皆さんが働きやすい、そして、そういった産休・育休の取りやすいような職場づくりに取り組んでいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

続いて、業務改善部会、3月議会の時点の7か月間で業務改善部会では6人のメンバーで15回の部会を開催し、ワークショップを実施して、ポストイットの意見を収集されました。

比較的短期間で完結できるものから着手するということで、開庁・閉庁時間の検討をする等がありましたが、今まで実際どのように検討して取組をされてきたのか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 業務改善の検討や取組につきましては業務改善部会から幾つかの改善案が出されておまして、このことについていろいろと議論いただいたところです。推進本部におきまして、着手できるものにつきましては早急を実施することがいいのではないかとということで、そのことを検討し、まずは提案がありました内容のうちから、庁舎内の出入口の開閉時間、こちらの見直しのほうを進めております。これは先の3月議会でも答弁させていただいたとおり、一番着手しやすいといたしますか、そういったことから、これを柱に進めているところです。

庁舎の出入口につきましては朝8時に開いて、夕方6時に今現在は施錠しているという状況でございます。ここの部分を、勤務時間、いわゆる午前8時半から午後5時15分までに合わせて、施錠・解錠の時間の見直しを行っていこうということで、できましたら近日中に始められるように準備を進めているところです。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 開庁・閉庁時間を検討するにあたって、前総務課長、正木さんに聞いたときには、そのときにも利用されているようなお客さんがいて、そのときの住民サービスの低下とか満足度とも関係してくるのというような形で返答は頂いていたんですけど、現状で8時から8時半の間とか17時15分から18時の間で、庁内、役場を利用されている方とか出入りされている方というのはどれぐらいいるか、把握されていますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） まず、役場の勤務時間でございますけども、午前８時半から午後５時15分ということでございます。それ以外につきましては業務時間外ということにはなります。

正確な人数把握といいますか、カウントはしておりませんけども、朝８時から８時半までの各課の窓口の状況を見ている限りでは、業務開始前に来庁されて、各課へ行かれる住民は、今、恒常的にはおられないのかなと思っております。住民がたくさん来られる住民課におきましても、業務開始前に窓口を訪れられる方は月に１人もしくは２人程度と、こういうことも伺っておりますので、業務開始前に来庁される方はごく少ないのではないかなと思っております。

一方、夕方でございます。午後５時15分以降は、当然ながら用事を済まされていない住民さんはまだ窓口におられます。住民課でもたまに業務終了間際に来られる方もおられますので、当然、丁重な対応をしているところでございます。

なお、開庁時間、閉庁時間を見直すという根底でございますけども、これは職員の働き方改革というのはどちらかというと副次的なところでございまして、現在、業務開始前や業務終了後に誰もが庁内に入出りできるということがございます。特に朝早い時間もしくは夕方遅い時間になりますと、当然ながら事務室の人数も薄くなるというか少なくなりますので、そういった中で、当然、個人情報でありますとか機密情報を扱う部署もございます。セキュリティーの面からかなり問題があるということを、これは業務改善の部会のほうからもそこを指摘されて、見直しをするべきだと、こういうふうな提案も頂いておりますので、そういうふうな課題といいますか、問題があることをしっかり踏まえた上での見直しに検討を始めたということでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

２番（谷口智哉君） 分かりました。ちなみに、近日中というのはどれぐらいの目安で考えられているのかということと、これもし、町民さんも知っていたほうが、間際に行けると思っていることを防げんと思うんですが、周知とかはするつもりはあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） まず、開始の時期でございます。近日中と申し上げたところです。いろんな課題がございますので、すぐには難しいかと思っておりますけども、少し課題を整理したいと思います。できれば７月ぐらいには実施したいと思います。ただ、新たな課題や問題が見つければ、当然ながら後ろへずれてくるということで、まずは目標を持ってやっていきたいなと思っております。

それと、住民の方への周知ということでございます。こちらのほうにつきまして

は、解錠時間と施錠時間が変わりますけれども、業務をする時間につきましては8時半から午後5時15分ということは何ら変わるものではございません。役場が午前8時から開いて、たくさん住民の方が来られている、また、午後6時まで開いているということでたくさん住民の方が来られているということではなく、逆にそういうことをご存じの住民さんというのは、おられるかも分かりませんが、一般的に認知されているという状況ではないのかなと思います。一般的に認知されているのはやはり、午前8時30分から午後5時15分までで住民票なりそういったものの手続きができると、こういうふうに認識されていることが多いかと思います。

ただ、業務時間外の来庁者へのお知らせとしましては、今現在考えておりますのは、役場庁舎に出入口が当然ございます。そこに今現在は明示しておりませんが、まず、役場の業務は午前8時半から午後5時15分までであるという旨の表示をやっぱりしっかりしておかないと、来られたお客さん、住民の方も迷われますので、まずはそこをしっかり表示をしたいということが1点。

そして、業務時間外、土日も含めてなんですけども、当然、来庁される住民さんがおられます。そういった場合につきましては、時間外の出入口がございます。今も夕方6時を回ってから、もしも来庁される方がおられましたら、そのような対応を取らせていただいておりますけども、時間外の出入口がございますので、そちらのほうから役場に入っていただきまして、もしも職員が在庁しておれば、そこへ出向いて対応をさせていただくと。そのようなことを看板等でしっかり分かるように、同時に表示もさせていただくことで、もしも時間外に役場に来られた方が、スムーズに用事が、職員がおりましたら引継ぎができるように、そうでなければ翌日ということになりますけども、そのような対応を考えているところです。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） しっかり検討して、しっかり実行に移していただきたいと思います。

ちなみに、もうこういったことの話が出ているということは役場内でもある程度話はされていると思うんですが、職員さんの反応とか、話する中で何かあるのであれば教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） こちらのほうにつきましては、やるということと考え方につきましては職員のほうにもお示しさせていただいております。その前提としまして、推進本部の中でこれをしていこうということで確認もしたところです。

ただ、実際するとなると、本当に大丈夫かということを整理してからでないと駄目なので、まずはそこら辺を整理したいと思います。特に警備の関係でございますので、今まで6時で閉めておったものを5時15分ということになれば、当然なが

ら、そこの打合せ等がございます。今聞いている限りでは問題ないということでございすけども、そこら辺はしっかりと整理した上でしていきたいなと思います。

職員からは特段それで困るということはないですけども、もう少し今後、具体的な内容、例えば朝来たときはどうするんやとか夕方帰るときはどうするんやとか、そういった具体的な対応はまだ示しておりませんので、そういったことを示すと、またいろんな意見もあるかと思います。そういった意見を踏まえて、よりよい形で実施ができればと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 率直に伺いますが、働き方改革にはつながると思いますか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 先ほども申し上げましたとおり、こちらの開庁・閉庁の時間を見直すということの根底には、いわゆるセキュリティーの問題がまず第一にございます。ただ、同時に、開けておりますと、当然ながら早めに来た住民の方でありますとか、もしくは5時15分以降においでになる方もおられるかと思ひます。今現在は当然ながらこの住民さんに対しても丁寧な対応をさせていただいて、用事を済ませてお帰りいただくという形を取っておりますが、そちらにつきましては、当然ながらそういったことによって職員が時間外に働くという状況が必然的に生まれてくるということです。

こちらのほうには、大変、どのような、一概にはなかなかどちらということはいえないところがございまして、難しいところでございます。当然ながら働き改革にもつながりますけども、今までできていたことができなくなるという懸念もゼロではございません。そこら辺の難しいかじ取りの中で、職員が働きやすい職場という面でいうと、やはり取り組んでいく課題ではあるのかなと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 分かりました。本当、働き方改革って非常に難しいと思ひます。

いつも難しいと思ひながらも質問をしているんですけど、前々から言うてはいますけど、若い方、特にワークスタイル、ライフスタイルというのをきちっと選んで、そして、仕事に生きがいを持てるような状況というのをつくってほしいなと思ひます。

業務改善部会の中でポストイットで意見を聴取したとかいう話があったんですけど、私自身もいろんなワークショップに参加してポストイットで意見を書いた後、あれってどうなっているのかな、もしかしたら書いて貼って発表して終わりになっているんじゃないのかなという不安があるんですが、そういった観点から見ても、ワークショップとか今までの部会の会議で上がった意見で、それ以外に取り組む予

定のもの、もしくは、こういうことがネックになっていて取り組めないけど、これが解消できたらいいなとか、実際にこれから動き出す予定のものがほかにないか、伺いたいです。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） これから動き出す提案や改善事項はないかということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、推進本部としては、業務改善部会から提案いただいた中のうち着手できるものは早急に実施するというので、先ほどの庁舎の開閉時間の見直しを決定して進めているというところでございます。

実は、このほかにも幾つか改善の提案はございます。例えば、勤務時間外の各課への直通電話でございますけども、そこら辺を少し改善の余地があるのではないかと、こういうふうな提案もあります。ただ、緊急の場合はどうするのだということで、整理すべき課題もあって、なかなか実現できないといえますか、現時点ではすぐに着手というのは難しい面もございます。

取りかかるものでございますけども、取りあえずはこの庁舎の出入り口の開閉時間の見直しをまず成功させて、今年度につきましては、その他の業務改善部会からの提案につきましては今年度でさらに議論を深めて、先ほど申し上げましたように、整理すべき課題のほうをしっかりと整理して、具体的な提案となるように、推進本部から業務改善部会へ努めているところですので、今後議論が深まるのかなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） またこれが形に見えるものが、次に質問したときに幾つも出てきて、これもこれも取り組むというような状況になればすごいうれしいなと思っています。あと2か月で約1年たちますが、これから2年目の動きも含めてどういうふうにしていくか、ざっくりとした予定を教えてください。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） これからの動きということでございます。

実は、昨年は立ち上げをさせていただいた中で、まさに手探りの状態で進めてきたということで、議論の行き来もあったと、このように伺っているところです。

今年度につきましては2年目ということで、昨年度の議論が生かせるような形で進められないかなと、このように考えまして、実は6月5日に推進本部を開催させていただきまして、各部会の取組状況を確認させていただいて情報を共有したところです。

その中で、まずは昨年度の取組成果を職員全体に示していくような形で取り組むのがまず1点と、この後、やはり各部会でのこれまでの取組の成果といえますか、

議論の成果をしっかりとさらに進化、深めていただきまして、形ある具体的なものにしていただこうということで指示を行っております。

また、近日中には、具体的にいいますと6月24日なんですけども、各部長と推進本部によります合同会議を開催させていただく予定をしております。特に今年度の進め方の確認を行いまして、以後につきましては各部会において、これまで重ねてきた議論をさらに深めて、具体的な提案につなぐような形で進めていけるようにしていきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） もうこれに関しての質問はしません。

最後に要望というか、今回の答弁を受けて、正直なところ、1年ぐらいたって動きとして形として見えているものがすごい少ないなと思ったのが正直な意見です。どちらかという、最初の質問だと、そのときに行っていたアンケートを取りまとめたということと、動いているものといったら開閉庁時間の見直しを、前の一般質問のときには「検討します」というのが今、「検討しています」というようなことになっていたので、次に質問するときには、先ほども申しましたが、動きが見えるような形にしていきたいと思います。

以前から思っていたんですが、思っていたというか感じていたことなんですが、町長がいろんなところで前に出て話をするときに、日野町民のプライド、日野商人とかは昔からこういうことをしていた、陰徳善事をしていた、プライドを持つということは大事だということをおっしゃっていて、この前の土曜日も聞いていたんですけど、まさにそのとおりだなと思います。

地域に在ることのプライド、自信というのは必要だと思いますし、職場、特に役場の職員さんは、自分がこの役場に勤めていること、日野町民のために仕事をしているということに誇りを持ってほしいと思います。

ただ、それは精神論だけではやっぱり持てないものがあると思いますし、何回も言いますが、多様なワークスタイルやライフスタイルの充実ということがあってこそその職場、そしてプライドだと思いますので、いま一度、形になっているもの、例えばノー残業デイとかももう一度見直していただいたりとか、いろんな制度を今までつくっていましたが、形骸的になっていないのか、やったことで満足していないかというのをもう一度見返すとともに、新しい業務改革というのを進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。町として、日野町として日野里山フリースクールに対してのサポートは検討されているのかを伺ってきたいと思います。これは分割方式で質問させていただきます。

日野町でのフリースクールに対しての助成としては、いわゆる通学助成があり、

令和6年度には、多く感じるか少なく感じるかは別として、前年度と比べて増額もしました。

通学助成に関しては、県も謝金という形で予算を割いてくれましたし、市町によっては大幅に増額したところがあったり、フリースクール自体に運営費の助成を行う自治体もあったりしました。当町を含む県内全体でのフリースクールの重要性が認められてきたのだと実感できました。

また、当町には一般社団法人日野里山フリースクール、以下、日野里山フリースクールとします、があり、町内外から多数の児童が利用しており、児童だけでなく保護者やご家族にとっても重要な存在であるにもかかわらず、その性質上、利用者が多くなったからといっても経営面には非常に苦しいものと聞いています。

そこで、今回は日野町として日野里山フリースクールに対して運営費のサポート等は検討されているのかを、分割方式で伺っていきます。

フリースクールに関しては、フリースクールごとのコンセプトや運営方法等に個性がありますので、私自身、冒頭には近隣事例について少し触れましたが、今回の質問や答弁については、一般論ではなく、日野町と日野里山フリースクールについてのみ言及したいと思っております。よろしくお願いします。

1つ目の質問、日野里山フリースクールに対して、今まで町はどのようなアクションを起こしてきましたか。視察や懇談会等、どの担当が、いつ、どのような形で視察や懇談会等に参加したかを教えて下さい。

2、それを踏まえ、現状の日野里山フリースクールを町長はどのような存在だと認識しているのかを教えて下さい。

3、現在、子どもを対象とした学習支援の場や事業としての居場所は、日野町にほかに存在しますか。

4、学習支援の場や事業としての居場所に、助成やサポートを町として行っていますか。何らかの委託事業として予算を組んでいる部分があるとしたら、それについても教えていただきたいです。

5、ずばり聞くと、日野里山フリースクールへのサポート等は検討されていますでしょうか。

以上5点、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、日野里山フリースクールへのサポートについてご質問頂きました。

先に、私は2点目の日野里山フリースクールに対する認識についてお答えさせていただきます。そのほかの4点については教育長から答弁させていただきます。

2点目のご質問でございます。日野里山フリースクールは、学校に行きづらい子

どもたちにとって、学習や様々な活動を通じて、自信や達成感を持ち、前向きに生きる力を育む組んでいただいている、大変重要な存在であると感じております。併せて、その保護者の皆さんにとっても同様に重要な場所になっているというふうに感じております。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 1点目の、日野里山フリースクールへのアクションについては、昨年度では5月から月1回から2回程度、町長、教育長、担当課長など関係する職員で活動の様子や運営方法などについて訪問をさせていただき、懇談を行ってきました。また、今年度は学校の教育相談担当者会や全教職員が集まる場へフリースクールの職員の方にお越しいただき、今後の連携がスムーズにいくよう、紹介をさせていただいております。さらに、学校からも、校長をはじめ学級担任もフリースクールに訪問させていただいております。

3点目の、不登校の子どもたちの学習支援や居場所については、勤労福祉会館で教員のOB、OGの方たちで学習支援等を行っていただいております。サポートスクール「ステップ」という名称がございますけれども、そのステップがございます。

また、図書館での子どもたちの居場所となる取組のほかに、学校内にも教室には入りづらいけれども学校で学びたいという子どもたちのための校内教育支援センターもございます。加えて、子ども食堂でも子どもたちの居場所としての活動をしていただいているところです。

4点目の助成については、サポートスクールであるステップの活動を少年センターにおいて、県からの予算措置を受け、させていただいております。

5点目の、日野里山フリースクールへの助成については、憲法89条の関係もあり、運営への補助は難しいと考えておりますが、他市町の一部でサポートしているところがあるのは承知しております。しかし、日野里山フリースクールでは、子どもたちの学びや活動についてとても丁寧に支援をしていただいております。学習に自信を持ったり興味を深めたりと、前向きな姿が増えていると聞いております。

町としましては、引き続きしっかりと連携しながら、今後どのような支援が可能か研究してまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。

最初に、私の質問の内容からいっても、基本的に経営状態の話をさせていただきたいなと思ったんですが、町長からは、重要な場所になっていると感じていると。教育長からの1点目の答弁からすると、教育長や町長だけでなく、いろんな方、特に学校関係者の方も来ていただいているということで、距離も大分近くはなっていると思います。

そこで再質問なんですが、1に対して、5月7日に保護者やスタッフ等の町長を交えての車座懇談会があって、そこでも特に経営面の話も出たと思いますが、率直にどのようなイメージを持たれましたでしょうか。

最後の話にはなるんですけど、5点目。最後の、「支援が可能か研究してまいりたいと思います」という形で答弁いただいたんですが、これに対しての再質問なんですけど、今の時点で何か案として出ているようなものというのは、話題に上がっているものというのがありますでしょうか。

以上2点、お願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 1点目の、5月7日に運営いただいている皆さんや保護者の皆さんと、また、私や教育長や担当課長、また、地域共生の担当課長とも一緒に懇談をさせていただきました。経営面としてやはり厳しい中で、大変大変な中でやっていただいているという印象を引き続き持ったところでございます。

支援の研究につきましては、あくまでやらないというつもりはございませんでして、どういった形が。ただ、憲法のところ、それも通り越してやっておられるところも正直ございます。そういう可能性ももちろんあるとは思いますが、幾つか案は担当課から持っているということは聞いてもおりますし、個人的に聞いておりますが、今、確定的にまだ申し上げられない部分も正直ありますが、何らかのやはり、今、状況で頑張っているということは重々、私も教育長も担当課も分かっておりますので、いい形でまたご支援できればいいなと、私としては思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 再質問を頂戴しました。5月7日に日野里山フリースクールさんと車座懇談会ということで企画いただいて、私も参加させていただきました。ありがとうございました。

その際に私が感じたことは幾つかあるんですけども、まず1つは、大変熱心に活動されているというふうなことを、いろんなプレゼンを見せてもらって感じました。学校の中ではなかなか学ぶことができないいろんな体験を子どもたちが積んでいるなというふうなことでした。

そうした中で、印象めいた言葉として、小さな達成感を積み重ね、自己有用感が高まり、自己肯定感が高まり、挑戦意欲を高めて、子どもたちがいろんなことにチャレンジしていくというふうなことをおっしゃって下さいました。子どもたちの育ちの土台を育てているやというふうなことは、これはもう学校教育においても大変重要にしていかなければならないなというふうなことが1つです。

それともう1つは、町の中にはいろんな資源がございます。子どもたちの居場所

としての資源。その資源があるんですけども、それぞれの垣根をやっばり低くして、のり代となるような部分を分厚くしていく必要があるなというふうなことを印象として感じました。そのほかにもいろいろ学ばせていただきまして、ありがとうございました。

具体的な支援についてでございますけれども、今も町長さんのほうからも答弁がありましたけれども、まさにこれから研究をしていくというふうなところではないかなというように思っています。

不登校に関して、子どもたちに、町のほうでも学習支援員さんはじめ訪問型の学習支援員さん、さらには学校の中にもいろんなスタッフがいてくれます。フリースクール中の先生方についても大変貴重なスタッフであるというふうな認識をしています。そういった点で、スタッフに対しての例えば人的支援とか、そういったことも1つの方策ではないかなというふうなことを思っているところでございます。

これについてはまだまだこれから整理しなければならない課題もたくさんあるんじゃないかなというふうなことで、まさに研究をしていくというふうなことでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 力強い答弁を頂いたと感じております。今後ともよろしく願いしたいところで、今、教育長から学習支援員というようなワードも出たので、そういうような形でサポートしていただければと思うんですけど、やっぱり私自身も不勉強なところももちろんありますので、しっかり勉強して、私もある程度携わっている人間として協力もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。フリースクールに関しては、これで終わらせていただきます。

では、3つ目、日野町における香害対策は12月から進んだのかということで、一問一答でさせていただきたいと思います。

昨年12月の議会定例会のときに野矢議員より、化学物質過敏症についての一般質問がありました。その後、町としてどのように対応したのかを一問一答で伺いたいと思います。今回は結構、担当課が多岐にわたるんですが、なるべく役場全体を統括している総務課を中心に答えていただければと思っています。

まず、1問目として、今まで聞き慣れない事例だったと思いますが、いわゆる香害、香りで苦しむ方々がいらっしゃって、それが行動までもが制限されているという実情がこの前、12月議会のときに分かったんですが、そういう方が実際におられるという現状を聞いて、どう思われましたでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 香害についてご質問を頂きました。

こちらにつきましては、化学物質過敏症という名称で一般に呼ばれているのかな

と思います。香りが原因でつらい症状に苦しむ方がおられることを十分理解し、気持ちを受け止めなければと思うところでございます。

本症に特化した治療法がいまだに確立されておらず、また、逆に、誰もが発症する可能性があると言われております。私たち一人ひとりが化学物質過敏症の存在を知り、理解し、配慮する、そういう寄り添う姿勢の大切さというものを感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 最後に、私たち一人ひとりが化学物質過敏症の存在を知り、理解し、配慮する、寄り添う姿勢の大切さを感じていますとありましたが、これに関しては町長はじめ皆さんも共有していただいていると認識しています。

私自身、中学生の頃かな、に部屋の壁紙を替えまして、親が替えたんですけど、そのときのボンドか何かが体に合わなかったのか、1週間ぐらい顔が真っ赤っ赤になったというような記憶がありまして、すごいしんどい1週間を過ごして、それが落ち着いた頃には全然大丈夫だったんですけど、化学物質過敏症と聞いて、いわゆるシックハウス症候群とか、そういうようなことを思い出したという次第です。

12月の質問が終わった後に、実は当事者の方とお話をさせていただきました。実際会ったときに、私自身、服は香料がないような洗剤のものを着て行っていたつもりなんですけど、もうその方からすると、すごい匂いがすると。

資料を配付させていただいているんですが、恐らくイメージとすると、①－1にある右下のような状況なのかなと。香りが見えてしまうというか、マイクロカプセルが見えてしまうような感覚で、それが体内を汚染しているような感覚なんじゃないのかなというように感じを思いましたし、その話を聞いてから、私の中の寝た子が起きたわけじゃないですけど、何か柔軟剤の香りを嗅ぐと、ああ、すごい何かそういう物を体に取り込んでいるんじゃないかというような不安にも襲われているのが今の私の現状です。

それを見たときに、見たというか、見てお話しして感じたときに、本当、個人の消費を変えるとかメーカーの開発を今すぐやめさせるとかというのは非常に難しいことだなと。でも、せめて町の施設から、先ほど総務課長がおっしゃったような、配慮する寄り添う姿勢ということを見せていくことによって、町全体の空気というのは変わっていくのではないのかなと思いました。

その上での質問なんですけど、12月の野矢議員からの一般質問の後、その後、役場としてそういったことがあるということを、周知等を町民向けにされましたでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 役場庁舎の広報の在り方ということなんですけども、住民

の理解が少しでも進むように、まずは町のホームページへ掲載させていただいて、また、香りに困っている人がいるということで、そのポスターを役場の庁舎の入り口にも掲示させていただきまして、啓発しているところでございます。

また、広報ひの3月号のほうにも記事を載せさせていただいた中で、そういった、いわゆる理解が進むような形で皆様にお知らせしている、啓発しているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 役場関係でそういうふうにさせていただいたんですが、特に当事者の方は幼稚園にお子さんが通っていらっしゃるということで、そういったことで、今後もしかしたらこういった事例も増えてくるかもしれない。野矢議員の質問にもありましたが、増えてくるかもしれないし、子ども関係の施設、特に保育園や幼稚園、小学校ではどのような対応をされたのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 質問いただきました各保育所、幼稚園、そして、こども園での周知につきましても、先ほどと同様、啓発のポスターを施設内に掲示しまして、保護者の皆さんに周知させてもらうというところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 特に子どもの施設だと、お母さんお父さんという年齢の幅とか気の遣い方というのも違うと思います。私自身も娘が小学校に行っていますが、大体、給食のエプロンが回ってくるときは芳香剤の匂いがするというような形で、それがほかの衣類にも移っているというような形なんですけど、そういった園側、町側から周知をすることによって、逆にその匂いが気にならない、マイクロカプセルが気にならない親御さんからの反応というか、反発じゃないですけど、そういったことで逆に意見を頂くようなことってありましたでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 今、質問いただきました、ほかの親御さんからの反応ということでございますが、今のところそういった病状に対する反応というのは特に聞いてはございません。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 一旦この質問はこれで、子ども支援課長に対する質問を終わらせていただいて、ほかにも、公民館でもいろんな町民の方がいらっしゃる、そして、いろんな活動をされる中で、そういった香りに、どういう表現がいいのかな、ぶつかってしまうということもあると思うんですが、公民館でもそういった啓発活動等はされているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 生涯学習課のほうで管轄しております施設、各地区公民館、それとまた、直接ではございませんが図書館、それから指定管理いたしております町民会館わたむきホール虹につきましては、香りで困っておられる方がいることを町民の方に周知するためのポスターを掲示したところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 今、3つの課の課長にお答えいただいたんですが、実際、洗剤とか芳香剤って普通に役場の庁舎内でも図書館でも公民館でも使っていると思いますし、それこそ公民館でしたら布巾とかを洗うときに洗剤等も使っていると思うんですが、そういったことを、置き換えとか、自ら今使っているものを、香りがしないもの、無香料のもの、香害を発生しないものに替えるというような対策というのは取られたのか、順番にお聞きしたいんですが。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 役場の庁舎内でございます。すぐにできるということで、トイレの芳香剤でございますけども、こちらにつきましては撤去させていただいたところです。また、今後につきましては、トイレの手洗い石けんを無香料のものに置き換えていくというふうにさせていただくことになります。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 保育所や幼稚園等におきましても、同様に芳香剤や洗剤等の置き換え等を行っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 私ども、各地区公民館、図書館、町民会館わたむきホール虹に、芳香剤をトイレに置かないようにするなど、状況に応じて順次対応しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 実は、私このお話を当事者の方とさせていただいて、2回目に話をしたときに、幼稚園に子どもを迎えに行くということで一緒に行かせてもらったんですけど、そのとき本当に、どういうんですか、先生と出会うこともほかの保護者の方の輪に入るということもできないと。昨日入ってきた話なんですけど、娘さんが小学校で音楽会に練習して発表するときに、参加するという話だったんですけど、匂いがやっぱり気になるというか、匂いが気になるんじゃないんです、健康被害につながるおそれがあるということで娘の成長の姿を見に行くことができないという話を聞いたときに、親としての本当の楽しみということまでも奪われてしまっている。

やっぱりそういった社会というのはなくしていかないといけないんじゃないのかなと。今はすごい少数だと思います。でも、皆さんはいろんな切り口の中で、少

数派になったり、いわゆるマイノリティーになることもあると思いますし、今現在でも感じている部分であると思います。

それを一つひとつデバッグするように潰していくことは難しいかもしれないですけど、社会全体、日野町自体がそういった方に寛容になれるような風土、意識の醸成というのができたら、一つひとつに個別具体的に対応するのではなく、そういった方を受け入れるようなまちになっていくのではないのかなと思います。

この規模のまちだったら、やっぱりそのためには町長の力は必要だと思いますし、役場の変えていけるところから変えていく必要もあると思います。そして、住民意識の改革ということをやっていくことによって、誰ひとり取り残さないような社会につながると思います。

今後もしろんな問題が出てくるとは思いますが、一つひとつ丁寧に寄り添うような形で解決していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 次に、12番、西澤正治君。

12番（西澤正治君） それでは、2題にわたって一般質問をさせていただきます。

まず、一番はじめに、森林環境税についてということでお伺いしたいと思います。

森林保全を目的とする新税である森林環境税の徴収が6月から始まろうとしています。1人年間1,000円を個人住民税に上乗せ、税収は森林環境譲与税として、それぞれ各自治体に配分される仕組みとなっています。これは東日本大震災からの復興を目的に行われてきた個人住民税の均等割の加算と入れ替わる形で今年から始まるものでございます。

この森林環境譲与税は各自治体にそれぞれ配分され、使途については税の目的に沿うような、林業の担い手の育成・確保、また、公共施設の木造化などに充てられるなどの制約があるもののようにございます。既に2019年から一部町への分配がされており、当町においても令和6年度予算に1,224万9,000円が計上されております。

林野庁では使途や繰り越す際の目的を公表するとのことですが、当町における税の使途や森林保全についての考えをお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 12番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、森林環境税を財源とする森林環境譲与税の使途や森林保全に関する考えについてご質問を頂きました。

まず、森林環境譲与税の使途につきましては、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律第34条で、森林整備に関する施策および森林整備を担う人材の育成や確保、森林の持つ公益的機能の普及啓発、木材の利用促進等に使うよう定められております。

当町におきましては、森林整備に関する施策として、里山の緩衝帯整備、森林境界明確化事業、竹木破砕機の利用補助、木材の利用促進に関する施策として、小学

校1年生へ入学祝い品として木製の引き出しの配布、学童保育所の内装の木質化などに活用させていただいております。

次に、当町における森林保全に関する考えですが、町の第6次総合計画や森林整備計画において、森林の境界明確化や里山整備等による林業振興と併せ、公共施設等への地域産材の利用促進等による木材の利活用、森林保全事業の推進により、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう取り組むこととしております。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） それでは、再質問させていただきます。

近年、木材の価格の低迷化により、本当に山の手入れはおろそかになりました。枝打ちや間伐が行われていない山林が多く見られております。その山はイノシシや鹿のすみかとなっているような状態でもございます。

新しく発足しました滋賀中央森林組合では、枝打ちや下刈りなどには県の補助金がいいろいろございまして、やっておられますが、字所有の山やそれぞれ森林組合所有の山林も一部ございます。個人所有の山となりますと、山の手入れをしても、そこまでは全く及んでおりません。山にお金をかけるほど山の木には価値がないということで、なかなか個人所有の山では行われていないということでございます。

この税がより補助として個人にももっと多く出していただければ、山の手入れも十分できるのではないかなと、このように思いますが、その点もお伺いしたいと、このように思います。

そしてから、また、昨年度に続き今年も、土山蒲生近江八幡線の改良に伴いまして、道路に係る地積の測量やそれぞれ個人の、官民、また民々の境界の立会いというのを私も何度か出させていただきました。本当に難儀な仕事でもございました。大半の方は個人の山の境界がもう分からないので、なかなか親から子どもへそれぞれ個人山の引継ぎができていないということで、本当に大変な仕事でもございました。都会出ていって、もう何も分からないという方がもう大半でございまして、双方が折り合って境界を決めるような状態にもございました。

先ほどもご答弁にもございましたが、それぞれ民々、官民の境界、こういうのにも補助を出していただいて、この森林環境税を有効に使わせていただければありがたいと思いますが、その点を再度お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま、西澤議員のほうからご質問を頂きました。

なかなか木材価格が上がらない中で、林業経営というのは苦しい状況にあるかなというふうに思います。そういった中で、個人で山の木々を高値で取引あるいは経営として成り立たせるといのはなかなか難しい状況に陥っているのかなというふうにも思います。

町では森林経営管理制度等によりまして、それぞれがお持ちいただいている山の木々を、個人さんで経営としてやっていただくのか、あるいは、そういう林業経営体のほうへお出しいただくのか、あるいは、町のほうが仲介させていただくのか、いろんなやり方があるわけなんですけれども、そういう人工林をお持ちの山林の所有者様に対しまして意向調査とかを順次やっていく計画をしているところでございます。

先に取りました一部の地域での意向調査の状況等も見ておりますと、ある地域でお伺いする中で、7名の方に、例えば3.37ヘクタールの山林をどうしていかれますかというような形で伺いましたんですけれども、町のほうにお任せしたいというようなご意向の方が0.8ヘクタールほど、あるいは、自ら経営管理を行いたいというようなご意向を持っていられる方も0.89ヘクタールというような形でいらっしゃいます。

そういうような中で、その他の意向とかということもあったわけなんですけれども、やはり既にそういった林業経営体のところに手を打って委託しているというような方もいらっしゃるという中で、まだまだやり方、売買の仕方や経営の仕方がよく分からないという方もいらっしゃいましたので、その辺りの方につきましては今後、森林経営計画等を作成する中で、それぞれの山の在り方、経営の在り方についてまた研究しながら、取組を進めていけたらというふうに思うわけでございます。

こういったトータルの計画策定、そしてまた、その計画の基になります森林境界の明確化事業等におきましては、当然、森林環境譲与税を財源として事業を推進する予定をしておりますので、間接的ではございますが、山の所有者様に対しまして税金によるそういった経営のサポートをしていくという考えでございます。

次に、道路整備等に係る民々の立会いとかで境界確定がなかなか難しいというのも現実でございまして、特にまた、そういったものが山になりますと、世代交代とともに、そしてまた木々の生い茂りとともに、どの辺りがそれぞれの持つ山の境界かというのが分かりにくくなっている状況があるかなというふうにも考えております。

県のほうでも、航空レーザー測量等を用いまして、山の中の状況が、地形の解析、そしてまた、資源解析とかをするということで、令和5年度、6年度というようにことで、航空レーザー測量を実施していただいておりますので、そういった解析データにつきましては市町のほうにも提供可能であるというふうに県を通じて伺っております。

そういった地形の解析データと山の地形図等を重ね合わせることで、森林の境界の明確化や施業の際の境界の判断に活用していきたいというふうな考えでございますので、そういったところにつきましても森林環境譲与税を使いまし

て、施策を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） 森林環境税を有意義に利用していただき、それぞれ個人山の境界などを測量していただければ、親から子への相続が出てきても地形が分からないということで本当に大変なことでございますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思ひます。

また、今、私も先に話しましたが、今の県道で山が売れるとなると、そういうところは一生懸命になるんですが、かかるもかからへんも分からん、ただ地形のちょっと測量だけやというたら余計重みも薄くなって、まあどうでもええわ、そこら辺にしといてというような感じでございました。正直なところお金がかかってくると目の色が変わってくるというようなことございまして、やはりきちっとした面積のしっかり分かるような測量を、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これで1点目の質問は終わらせていただきます。

そしてから、第2点目でございます。流域治水で安全な町づくりということで、お伺ひします。

今年も5月28日には、梅雨に入る前に各地で本当に大雨になり、滋賀県南部、北部にも大雨警報が出されました。大事に至らず安堵いたしましたところでもございます。毎年、台風や局地的集中豪雨により大変な被害が全国的に出ております。町内でも、河川が狭く集中的に水が集まり、被害が出ると想定される出雲川においても、三十坪、小御門、山本集落の住民の皆さんは不安が絶えないと、このように思うところでもございます。

以前から要望の出ている出雲川の河川の改修はどのようなになっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 出雲川の河川改修についてご質問を頂きました。

出雲川の改修につきましては、滋賀県にて昨年度より日野川への合流点から山本地先の高橋までの区間について、流下能力の調査結果を踏まえ、一部区間で対策が必要と判断されたことから計画を検討されており、9月頃には結果報告を受ける予定をしております。

また、令和4年度から継続して、必佐地区から滋賀県に対して出雲川に対する安全対策の要望活動を実施いただいているところです。

さらに、町におきましても毎年、知事への要望活動の中で重点要望と位置づけ、要望を行っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回、町道小御門線歩道新設工事とも絡み合いますが、この先、出雲川に架かる御門橋、これも新設しなければならないと、このように思います。出雲川の改修も見通しての橋梁もお願いしたいと、このように思います。せっかく改修を先にして、後から橋でまた直さんならんということになると大変なことでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以前に近江鉄道の橋梁に流木がかかりまして、三十坪の住民の皆さんには本当に大きな被害が出たことが思い出されます。当鎌掛地区でも昨年度、大変な大がかりな河川の浚渫工事をしていただきまして、これから集中豪雨や台風の時期になっておりますが、安堵しているところでもございます。

町のほうでも水防管理には特段の配慮をお願いしたいなと、このように思いますが、今期6年度の水防計画が出されました。大変、内容も前年と変わらぬような内容でもございますが、主立って配慮されたところがあれば教えていただきたいなと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 西澤議員から、町道小御門線歩道新設工事と出雲川の改修計画について再質問を頂きました。

現時点で、滋賀県より出雲川の改修計画につきまして詳細な内容の報告を受けているわけではございません。しかしながら、午前中もお話しいただきました小御門地区の歩道新設工事が進んでいきますと、御門橋の架け替えというところも出てまいります。

これから先、滋賀県と調整のほうを密にさせていただきまして、改修が進む中で、町の工事と県の工事ということで一緒になってきますので、手戻りが発生したりトラブルが発生したりすることのないように、十分に調整をして進めていきたいというふうに考えております。

もう1点、水防計画につきましてご質問を頂きました。大きな変更点というところはございませんが、例年どおり安心して、台風時に水防体制が取れるような形で取り組んでいきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） いずれにしても、これから夏に向かい、台風が襲来する時期が。

今年はまだ台風が1つしか発生しておりません。これから幾つ台風が発生するかわかりませんが、十分に水防計画、また、町の皆さんには災害時には十分な対応をお願いしたいなと、このように思います。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時15分から再開いたします。

－休憩 14時53分－

－再開 15時15分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

1番、福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） それでは、休憩が明けまして、私のほうから事前の通告に基づきまして、大きく2つの質問をさせていただきます。

まず、1つは、魅力的な公園のあるまち日野町ということで、分割方式でやらせていただきます。

こちらについて配付資料を配らせていただいていると思います。松尾公園・大谷公園に関するアンケートの概要というもので、数枚つけていただいております。そちらを基にやっていくのと、私、毎回、これはもう毎回ですけど、第6次総合計画を町の方にも見ていただきたいということで、これを基にやっていきたいと思えます。

それからその後、もう1つに関しては一問一答になっております。一問一答に関しては、少子化への危機感と共有、退化か進化かということで、これも配付資料を1枚つけさせていただきますので、また後で説明をさせていただきたいと思えますので、お願いします。

それでは、ここからは、魅力的な公園のあるまち日野町ということでご質問をさせていただきます。

第6次の総合計画、柱1「未来を担うひとづくり」、政策①「子育てにやさしい風土づくり」、柱4「住みたくなる都市基盤づくり」、政策⑧「居心地のよい都市環境の整備」関連についてお聞きいたします。

私たちの生活の中にある公園という存在、1873年に公園という言葉が日本で初めて登場し、都市公園制度が始まってから約150年がたちました。1956年に法令の公布、2017年にはPark-PFI制度も整備されました。人口減少、少子高齢化という言葉が大きく取り上げられていますが、今を生きる子育て世代にとって居心地がよく住みやすいと感じるまちづくりは、どの地方自治体においても引き続き重要なテーマの1つであります。

現在は都市公園の数が一定数に達したと言われており、新たな公園を整備する段階から、既存の公園の魅力の向上や更新を進めていく転換期に入っています。しかしながら、地方自治体などが設置する都市公園の再生は大きく進んでいない状況であります。公園の数は約60年間で25倍となりましたが、2021年度の維持管理費はピーク時の9割であり、全体の9割を占める小規模な公園の維持管理の負担が重く、再編に悩む自治体も少なくありません。

そのような状況の中、当町においては、財政の状況や限られた投資的経費の枠組みの中で行われてきた都市環境等の整備、都市公園の維持などについては、一定の成果は表れていると感じております。

昨年の6月議会、私この場で、多くの保護者の方から、子育て世代から要望を頂きまして、都市公園（松尾公園）の在り方と今後のプランニングについてということで、執行側と今後の方向性を議論させていただきました。周辺環境の保全の整備や地元企業の寄附による大型遊具の設置など、少しずつ改善は進んでいるように感じますが、さらに魅力的な公園の整備を通じたまちづくりは、まだまだ道半ばだと感じます。

日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会から出された「子育て環境の未来に向けての提言」内にも、公園・公共施設は子どもを連れていく場、親同士の交流の場として活用されていると確認されました。子どもにとっての公園とは、いうまでもなく遊び場です。どのような遊びが子どもたちにとってはよいのでしょうか。

ということで、一般社団法人日本公園施設業協会は遊びの本質を次の4つに定義されています。自由な活動、自発的な活動、自己目的的な活動、楽しさや緊張感を伴う活動。まさに公園ではこれら4つを満たしてあげることができるというふうに感じます。子育ての場として不可欠な存在である公園にどのような役割を持たせ、継続、充実させていくか。大谷公園と松尾公園のすみ分けとこれからの在り方を含めて、再度議論をしていく必要があります。

昨年同様、アンケートを実施させていただきました。去年は松尾公園のみという形で、日野町の公園全体についても少しお聞きしたということですが、今回は松尾公園、大谷公園についてのアンケートを実施しています。参考資料①という形で出させていただいています。町内の子育て世代、ゼロ歳から15歳の子どもさんを持たれる町内在住の20代から50代の男女の方63名から、公園の満足度、その理由、評価できる点や細かな要望等について率直なご意見を頂くことができました。

配付資料を見ていただきますと、63名ということで数自体はそれほど多くはないんですけど、女性の方が約38名、男性が25名ということで、かなり細かいところまで、皆さんのもとにはまとめたやつを渡していますけど、かなりの量、記述していただきまして、当局のほうにも渡させていただいています。1つの基準になるかなと思います。

私がなぜアンケートというのを取るのかというところなんですけど、特に子育て世代の皆さんは、関係者とか身内の方とかで、こういう議員さんとか役場の方とかがおられる方は直接声を届けたり自分の思いを伝えたりということはできると思うんですけども、そもそも役場というところに手続とかそういった関係のみで行かれる方というのは、思っていることをどこで口にしたらいいんだろうということに悩

まれている方もおられます。

なので、私が今回のような件を通じて皆さんの声を聞いて、その声が実際に当局のほうに伝わる。昨年で言いますと、結果としては企業さんからのご協力という形で大型遊具ができたんですけども、言えば役場も動いていただいて、地元の企業さん、力のある方がいろいろ呼応して実現していくんだということが分かったと、特に子育て世代の皆さんは、よいまちやなというふうに感じていただける、そういう見せ方ができると思いますので、私はアンケートを通じてやらせていただいています。

魅力的なまちには魅力的な公園があり、人と笑顔を育むということで、今の前提を踏まえて、都市公園についてお聞きしたいと思います。

まず1つ、アンケート内の公園の満足度を取らせていただきました。基準が3となっております。松尾公園が3.4、昨年は2.5でした。大谷公園が3.0ということで、昨年と対象の方は少し変わっておりますが、かなり重複している方もおられますので、これをどう捉えられているかがまず1つ。

それから2つ目に、松尾公園の令和5年度、昨年度、これの整備、それから改善の状況はどういったものであったか。

それから、③松尾公園の今後のプランニングをどのように考えておられるかというところです。

それから、④少子化・子育て支援対策補助金の活用など、横串の関係部署との連携はどういったふうになっているか。

それから、⑤受益者・ニーズの分析を踏まえた松尾公園と大谷公園のすみ分けはどういったものがあるか。

それから最後、自治会の管理の公園、それから教育施設、小学校等のグラウンドの有効活用と住民さんへの情報発信等はどういうものがあるか。

以上6点をお聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 1番、福永晃仁君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは公園についてご質問を頂きました。

1点目の公園満足度は、松尾公園については平成30年度に実施いたしました再整備から、昨年度寄贈いただいた遊具が加わり、住民の方のニーズに合った公園に近づいた結果ではないかと考えられます。

また、大谷公園については、令和4年度より長寿命化対策による施設の更新の取組を継続して進めておりますが、「行かない」の回答が多くあることが今後の課題ではないかなと考えております。

2点目の、松尾公園の令和5年度の整備・改善状況につきましては、公園の除草、清掃、植栽管理等の管理業務は専門性のある業者へ委託をしております。また、昨年度末には遊具を寄贈いただき、新しい遊具が設置されました。皆様に快適にご利

用いただけるよう、適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

3点目の、松尾公園の今後のプランニングについてですが、現時点で明確化されたプランはございませんが、公園利用者の現状を十分に分析し、住民のニーズに合った公園の整備計画を研究してまいりたいと思います。

4点目の、少子化・子育てに関連する支援対策補助金の活用など関係部署との連携については、現在、担当課におきまして、社会資本整備総合交付金「こどもまんなか公園づくり支援事業」の活用を研究しております。活用にあたり関係課と連携して取組を進めたいと思います。

5点目の、受益者・ニーズ分析を踏まえた松尾公園と大谷公園のすみ分けにつきましては、町として2つの公園を大きくすみ分けをしていることはございません。しかしながら、大谷公園に関しましては運動施設を配置していることから、スポーツを中心とした利用が多い状況があり、アンケートの意見や要望からも、利用者の求めるニーズは違っているということも事実であると認識しております。

公園が整備されている立地条件や施設により、各公園の特性があるかと思います。今ある公園のよい点は継続し、改善すべき点は原因を調査し、検討を行い、利用しやすい公園となるよう取り組んでいきたいと思います。

6点目の、自治会管理公園、教育施設グラウンドの有効活用と情報発信については、集落内にある公園や小学校のグラウンドにつきましては、開放され自由に利用ができる状態になっておりますが、町として利用の情報発信や活用はできていないという状況です。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） 公園についてご回答を頂きました。それでは、再質問をそれぞれの項目でさせていただきたいと思います。

まず、①の公園の満足度についてご回答を頂きました。満足度、松尾公園に関しては上がっているということで、これアンケート概要を見ていただいて、ゼロ歳から15歳の子どもさんを持つ男女の方を対象としましたので、当然どちらかということ松尾公園に行かれる方のニーズのほうが多いかなというふうな感覚です。

ただ、大谷公園に関してはスポーツ教室とかスポ少、それから習い事等で行くという方が私も含めていますので、そういった部分で、ご兄弟を連れて行かれるとか、そういった形でアンケートの結果が出てきているのかなというふうに思っています。

満足度、昨年度よりも約1.0上がったというふうなことで、単純計算で形になっていますけども、昨年と同じぐらいの同数のアンケートを取って、満足度がかなり上がったというところの、まず1つは、大型遊具がないので、非常に幼児しか遊べないというところが昨年課題としてありました。今回そこを解決、いろんな形であ

れ、していただいたということで、今後さらなる満足度の向上に向けて、ここから例えば4とか、そういったところに上げていくには、お渡しさせていただいているアンケートの中身とかを見ていただいて、どういったところが手を打てるようなところがあるのかというのをまずひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、大谷公園に関して、「行かない」というふうな回答がかなり一定数ありました。約半数、「行かない」というふうな内容でした。これは目的の違いかなというところもあるんですけど、これ行かないのか、そもそも地理的に行けないのか、ちょっとそこら辺は、結果として行っていないということで答えを頂いたんですけど、例えば、子どもさんにアンケートを取ったわけではないんですが、親御さんが子どもさんを例えば行かそうとしたときに、大谷公園、私も自転車で幼少時代、行っていました、坂を上って。ただ、今、307号線を上がってこられる学生の方、非常に大変な形で毎日上がってきていただいていますので、この「行かない」という部分について、「行けない」というふうなことに置き換えたとして、今の大谷公園の地理的な状況とか、あと交通アクセス、自転車とか車以外でどういった形で行けるような方法があるのかということ、①から2つを聞かせいただきたいと思います。

それから、大きな②整備状況、改善状況ということで、大きく大型遊具の設置、それから業者の除草、清掃、植栽の管理等をしていただいているということになっていますけども、これがどういうふうな契約内容で、こういった形の業者さんに頼まれているのかということと、あと私、前回の質問でも言わせてもらいましたが、労働供給制約というので、なかなか担い手とか働き手が少なく、特に建築関係とかこういった関係、造園されている方も知っていますけども、あるので、今後継続してしっかりとした形で業者委託をしていける状況にあるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから3番の、松尾公園の今後のプランニングについて、今すぐはちょっとプランニング自体はありませんということでお答えを聞いています。ここ都市公園でするので、建設計画課が担当していただいて、管理というのが主な項目になっていると思いますが、これ教育とか、どういうふうに町を見せるかという見せ方のところも含めて、私はやっぱりある一定のプランニングを、町民の人にも分かりやすく構想を見せるというのも大事なかなと思っています。

その中で、大きく今回上がってきているのが、やはり、芝生のほうはある程度改善されたということで、池の周辺、特に夕方とかは中学生の方とかは結構来られていて、東屋を使ってというのがあるんですが、何か決してあまりよい状況ではないのかなというふうに思っています。

池周辺についての意見が多く、ここら辺を改善する計画は今後のプランニングの

中に入ってくるのかということと、あと、昨今いろいろ言われていますインクルーシブ公園とか、どんな方でも遊べるような状況。車椅子とかそういった方でも高齢者の方でも、ある程度満足できる公園みたいなものも今後プランニングの中に入ってくる可能性はあるのかということで、今分かっている見解のみで構いませんので、お答えを頂きたいと思います。

それから、4番の補助金等、先ほど、こどもまんなか公園づくり支援事業を少しご紹介いただきました。今、研究等を進めていただいているということで、ぜひ活用ができるような形でやっていただきたいんですが、行政がやはり維持管理も含めてやりたいときに、コストが合わない、なかなか財政が厳しいというふうなところは、これなかなか町の足りない部分であると。

その部分があるので、プランニングしたとしてもなかなか現実問題難しい、ウン千万の遊具等をやるのは難しいというところで、そういった町に足りないところを、例えば地元の企業さん、今回は多分恐らく役場の幹部の方にお話を、会長さん等を通じてしていただいて、こういう要望が多いので、ぜひ大型遊具をとというふうなお話で決まったと思うんですが、今後も、町の財政はなかなか厳しくあると思いますが、満足度はやはり上げていく必要があるというところで、呼応していただける企業さんとか、今回の一件をよい例として、私も知り合いのところで、そういった構想があるのであれば、多額というのは難しいですが、金額的なところとか、ものは、日野町が頑張ってやっていただければ協力したいというふうなお声も聞いているところもあるので、そういったところで地元の方が協力しようとしたときに、今、行政から手を差し伸べるというか足りていない部分をお伝えする手法というのか、そういった制度があるのかなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、⑤に関してはご答弁いただいたとおりだと思っていますので、質問はしません。

最後、⑥自治会の管理公園、教育施設のグラウンドの有効活用等、情報発信はどうかというふうなところで、これ私何でこれを、自治会が管理している公園、それから学校管理の公園等をなぜというふうなところもあると思うんですが、例えば、都市公園、松尾公園や大谷公園、内池公園等もですけども、そこに地理的な状況とかそういったことでなかなか行けない、特に小さい子は1人では行けないので、い行けないとなったときに、誰でもある程度、安全にどこでも遊べるというふうなところで、すごく魅力的な自治会の公園が整備されているところが、今いろんな地域であるかなと私は思っています。

そういった公園が、町長の方針にもありました自治会の再編、これからされていくと思いますが、自治会が持っている資源とかそういったものを情報発信していく。取りに行ける方は取って、あそこで遊んだらいいかなと、当然無料ですので、ある

んですが、自治会とかが管理されているような公園とか、あと学校も最近は大分子どもの声が、学童の関係もあって夕方聞こえるようになっていきます。

迎えに行くときに、かなりサッカーしたりとか、少し私たちの時代の後にはいろんな事件があったりとかで、なかなか学校は開放できないという状況でしたけど、最近はかなり、状況的に遊んでいる子が非常に多くなってきましたので、そういったところも遊具等も有効活用ができないかなということで、これを示させていただいています。

自治会の再編とかのところも含めて、自治会の管理公園が有効活用できないかというところと、あとはその情報が簡単に何か、町内のこういった公園がありますみたいな情報が、なかなか各自治会でほかの自治会に発信するというのができないので、それができるのが行政やと思いますので、そういったところ、もし可能性としてできるのであればということで、少し多くなりましたけど、再質問とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 福永議員より幾つか再質問を頂きました。順番に回答していきたいというふうに思います。

まず、1点目の、松尾公園のさらなる、アンケート結果の満足度の向上というところでございます。

大型遊具が設置されたことによって、昨年のアンケート結果から、要望が出て改善されたということで、目に見える結果であったかなというふうに思っております。さらなる条件の向上というところでありますと、今回のアンケートでもやはり、後の質問でもありますけれども、池側の対策というようなところでご意見が出ておったところかなと思いますので、大きなところでいきますと、そういう部分の改善が必要になってくるのかなというふうに思っております。もう少し、また3番でその辺も、プランニングと併せてお話ができればというふうに思っております。

次に、2番目の、大谷公園のほうへ「行かない」というところ、地形的な条件というようなところ。今回の結果も私も見させてもらう中で、立地条件からしまして、やっぱり車でないと行きにくい場所にあるのは当然かなというふうに思っております。国道307号線もありますが、なかなか子どもさんだけであそこを、自転車というてもなかなか行くのは、歩道があってもなかなか大型車両も多いので、やはりそういうようなところはあるのかなというふうに。なかなかそこへアクセスする仕方というのはやはり車になるのかなというふうに。やはり自転車で、歩いてでも行けないことはないかと思うんですが、そこは車のアクセスというようなところに重点を置いてもいいのかなというふうに考えております。

また、国スポの大会、今年プレ大会があつて来年は本大会ということがあつて、

たくさんの方が来られるような形になりますので、そういうような状況も見ながら考えていけばよいかなというふうに考えております。

次に、維持管理の部分でございます。松尾公園の維持管理につきましては、大谷公園と同じ業者さんのほうに維持管理をしてもらっておりまして、造園を主にしておられる業者さんに長期で維持管理をお願いしております。

公園の管理につきましては、週に1度、ごみ拾い、点検等をいただいておりますし、トイレにつきましては週に2回、清掃のほうをしていただいているところです。園内の草刈り等につきましては年間5回、掃除をいただいております、水路の掃除等につきましては6回程度、掃除をしていただいております、定期的な維持管理を行っていただいているような形かと思えます。昨日、私もトイレを見に行かせてもらいましたが、きれいに掃除はできていたかなというふうに思っているところでございます。

次に、プランニングというところの中で、池周辺の計画というところですが、具体的な計画というところはまだないところではあるんですが、池側の整備、そちらについては、過去整備された、日本庭園的な形で整備されて、以前はその形が適していたのかなというふうに思いますが、私も昨日見させてもらって、今回、大型遊具ができたことで小さい子どもさんがたくさん来られる数が増えているのかなというふうに思った中で、やはり池の深さが80センチ程度あって、水のついてるところは深いところだと50センチぐらいありましたので、やっぱり保護者さんの心配される原因になるのではないかなというふうに思いますので、そういう部分を計画できればというふうに思っております。

具体的にどういうことをしていくのかというところにつきましては、福永議員のアンケート等も参考にさせてもらいながら分析をしていきたいと思っておりますが、次に、補助金の活用というところで、新しい補助事業も今年度メニューができまして、県と今、情報共有をしておりますが、取り組んでいける方向で考えておりますので、まずそれを進めるにおいては計画も必要になってきますので、そういう中で検討はしていければというふうに思います。

次に、町でできない部分については公募をするような形で取組ができないかというところでございます。そのような制度というようなところ、私はちょっとまだ分からない部分ではありますので、これから研究していければというふうに考えております。

6番目の、地元の公園の有効利用と情報発信というようなことでございます。そういうようなお話が、企画振興課のほうでも若干調べていただきまして、過去にそういうような取組もあったそうではあるんですが、地元の公園さんということになると、やはり事故等も心配されることもありまして、保険等の問題等もありまして、

なかなかオープンにはなっていないのが現状であるというふうに確認しております。どういう取組ができるかというところは、もう少し研究していければというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） 幾つか再々質問という形ですけども、①のアンケート内の公園満足度というところ、大谷公園に関しては、今は車を重点に置いてというところでお答えを頂きましたけども、ここについて、アンケートの中でも出てきています、今の大谷公園の劣位点といいますか要望のところも、車が基本になってきますので、駐車場が、非常に大きな大会があったときに、私もこの前、バスケの大会と野球と全部重なったと、役員をしていますので、どこにも止められない状況というのが出てきて、来ていただく保護者さん、ちょっとどうしようかなというので大変困ったところがございます。

ファンケルさん等も協力いただいて、大きな大会のときはというふうなことなんですけど、これ多分、永年のことというのは非常に難しいかなと思います。企業さんですので、駐車場の在り方等を多分恐らく変えられるようなこともこれから出てくると思いますので、そういったところで、国スポに向けても準備が進んでいくと思いますけども、大谷公園については交通アクセスが車に集中しているというところで、車で来る環境を整えていただくというところは1つ大事なところですので、これは要望という形にさせていただきます。

それから、松尾公園の整備・改善状況のところ、業者の方に長期的に委託していますというところで、少し大谷公園の話も出ましたが、やはり町外から、特に大谷公園は町外からスポーツを目的として来られる、特に大人の方というより子どもたち、スポ少とか、結構、大谷公園の中を使われることが多いです。

非常にトイレ等もある程度しっかり中はきれいにしていますし、私もほかの市町の体育館に行ったときに、結構古い体育館で、なかなかトイレとかもちょっと使い勝手が非常に悪いというのは子どもらは結構すぐ言うので、そういったところでイメージアップといいますか、きれいなトイレがあるところには良い施設があるというふうなのは、これどんなお店もそのとおりかなと思いますので、引き続き適切な管理をしていただければ、それが今評価されていますので、使用者の方から、そういったところで継続性を持っていいただければというふうに思います。

それから、池周辺について、③今後のプランニングで池周辺が次のターゲットになってくるかなというところで、ここで1つ質問させていただきたいんですけど、例えば、夏の避暑的な形で子どもの水遊びができるようなところが、なかなかこれ簡単に言葉では言えますけど、循環をさせてとか安全管理というのが非常に大事なので、コストもかなりかかるかなと思うんですが、今、日野町を見てみたときに、

なかなか河川に下りて遊ぶというところが非常に、これ水防の関係もあり、難しくなっているかなと思います。

日野川ダムとか一部は下りれますけども、なかなか下りて子どもを遊びに行かすというところは親もなかなか難しいので、そういった部分では日野町の中で、基本的には無料で、そういった夏場に少し過ごせるようなところというところで、池は、それを改善しようとしたときに、一番大きなデメリットというか障害になるもの、池の構想を、例えばじゃぶじゃぶ池とかをしようとしたときに、今、当局の中で障害になる、一番それがなかなか実現しにくいような要素がもしありましたら、そこをひとつお答えいただきたいと思います。

あとは、⑥の自治会の管理公園のところとか学校施設なんですけど、当然、保険とか、そこで事故が起きたときに誰が責任を取るんだというところはあると思うんですが、そういったことも含めて、恐らく自治会の再編をこれからしていかなないと、各自治会任せに今までなっていたというところは、ある程度、自治会が非常に厳しいところとかは、行政がそこは主管して入っていかなければならないところは、管理とかのところは出てくると思うので、そこら辺また今後、違った話題でもお聞きできたらなと思いますので、1つだけ、池をもしやろうと思ったときに障害になるようなものは、今、予算とか、いろんな維持管理のところ、今、一番大きなものは何かなというのでお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 福永議員より再々質問を頂きました。

すみません、先ほどの答弁の中で答弁漏れがありましたので、2点、先に回答させていただきますというふうに思います。

インクルーシブなということで、誰もが利用しやすい公園というところのご質問で回答ができておりませんでした。この部分につきましても整備計画をこれからつくっていく中で、そういうところに視点を置いて計画していければというふうに考えております。

もう1点、回答ができていなかった部分については、寄附いただける企業さんとの町のつながりというところの中で、どういう形でその辺のお声かけをしていくのかというところにつきましては、もう少し、うちのほうとしてもどういう形がいいのかというところについては研究していきたいというふうに考えております。

それでは、質問いただきました、池側の障害となる点というところでございます。

やはり、水というようなものでございますので、衛生的な管理の部分と、そして、どういう形にしていくかというところ、以前ですと、やはり水に入ってしまうところが多かったと思うんですが、今はやはり水に触れ合うという程度の形になるかなと思うんですが、それを外に、屋根もない状態でそのまま利用できるような形

にするのか。水の管理というところが一番課題ではあるのではないかなと。

四季折々、条件が変わってくる中で、同じ状態がキープできるかというと、なかなか難しいというところになるかなと思いますので、その辺、四季の状況も見ながら、どういう形の整備をしていくか、どういうことが今求められて、どれが一番いいのかというところに重きを置きながら取り組んでいければというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） もう再々質問もないですので、最後にちょっと思いというか要望を述べさせていただきたいと思います。

私この公園のことについては、毎年といいますか、時期が来たら必ずしたいなと思っています。それぐらい公園というのは非常に大事な存在かなというふうに。特に、こんだけ自然が多い町、生かしている町からすると、なかなか公園が造りたくても計画上造れない地域等も都市部ではありますので、そういった場合は多分恐らく庁舎の建て替えのときに、周りに広場を造ったりというのが今、最近かなり多い状況ですけども、今、日野町は資源がありますので、その資源をどう生かしていくかというところと、あと、国道477号線からの、最近特に子どもさんが増えた風景、当局側も言っておられましたけど、非常によいまちやなという形で、子どもらが遊んでいて、親が話をしているというところは、あそこは僕は1つ文化ゾーンやとも思っていますし、その周りにいろんな施設がある。

それを役場から見れるというふうな状況にあるので、やはりあそこの1つ松尾公園というところは非常に大事になるかなというところと、大谷公園は国スポもありまして、いろんな方から、議員さんも含めて注目されていると思いますが、そこを機運を高める、盛り上げる、整備をするということとともに、松尾公園はもっと生活の近くにある公園やと思いますので、その生活がないがしろにならないような形で、日々思っておいていただきたいというふうに思います。

あとは、これ1つ記事があったんですけども、働き盛り、子育て世代、基本給が29年ぶりに増加したというふうな記事がこの前ありました。4月の毎月の勤労統計調査、従業員5人以上の事業所に調査をした結果、2.3パーセント、29年ぶりに増加したというのがあるんですが、最後を見ていると、実質賃金は0.7パーセント下がっています。

これ物価の上昇に賃金分が追いついていないということで、私、組合もやっていましたので、今回の賃金上昇はかなり全企業、中小も少し含めてあったんですが、それが追いつかないぐらい物価が光熱費中心に、これから6月以降上がってきます。電気代とかガス代を補助する事業は5月使用分で終了しますし、中東情勢の悪化とか円安もガソリンなどエネルギーを中心に上昇圧力となるということで、厚労省の

担当者は、物価との兼ね合いもあり実質賃金のプラス転換時期は見通ししにくいという形です。

ということで、お金を払って、いろんなアトラクションやったりテーマパークに行くということも大事なんですけど、やはり無料で使えるしっかりと整備がされた公園が日常の中にあるというのは、僕らにとっても非常にありがたいので、これはひとつこれからも取り上げていきたいと思いますので、一緒に考えていきたいと思います。まず1つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、ここから内容のほうを大きく変えまして、次は一問一答で質問をさせていただきます。あと約25分ほどお時間を頂きたいなと思いますけども、テーマが、少子化への危機感と共有、退化か進化かということで上げさせていただきました。

配付資料に関しては、皆さんのところにはカラーで行っているかなと思いますが、令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートが4月24日に人口戦略会議から出ております、アピールも含めて。これ承諾を得まして、私のほうで近隣の県内の市町、それから、幼児教育保育等在り方懇で視察に行った子育てのまち、それから、議会改革等が非常に進んでいるというふうなところで注目されているまち、それから、一部有名にというか、今話題になっているまちも入れさせていただいて、真ん中に新宿区、東京の中心があるというふうな表を、一部抜粋して作成させていただいたというふうな資料を基にやっていきたいというふうに思います。

第6次の総合計画、柱1「未来を担うひとづくり」、政策①「子育てにやさしい風土づくり」、柱5「みんなで育む地域づくり」、政策⑨「住民が主人公の地域形成」関連についてお聞きいたします。

雪とけて村いっぱいの子どもかな。小林一茶。これは令和6年4月24日に発表された人口戦略会議アピール文の結びに記された言葉です。本文では、「私たちが目指すのは、人口減少という事態を国民一人ひとりが自分事として認識し、「人口戦略」として社会経済全般にわたる改革を進め、結婚や子どもを持つことを希望する人がその希望を実現できる社会です。基本となるのは、子育てを母親一人が担うのではなく、父親はもちろん家族や地域が共同して参加する「共同養育」の考え方です。そうした社会を、私たちは「共育（ともいく）社会」と名づけたと思います。私たちは、人口戦略と「共育社会」の推進に向けて、同志の輪を広げ、政府、企業、地域、そして国民が意識を共有しながら取り組んでいくことに努めてまいります」との見解を示されました。

令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートから、当町と先ほどの類似、関係がある団体の結果を参考資料としてまとめてみました。

私たちが暮らす日野町においても、少子高齢化の加速とともに、インフラの整備、それから、社会保障維持の困難さ、労働供給制約、地域の担い手不足などを喫緊の

課題と捉え、様々な施策が打ち出されています。しかしながら、喫緊の課題である少子高齢化、人口動態の変化に向き合う危機感を、私たちも含めた地域住民の方々と共有ができているというふうに私は決して言い難い状況にあると思っています。

人は経験から学んで進化していく生き物ですけども、この大きな社会問題は、経験する前に食い止めなければ次世代への大きな負の遺産となります。20年後、私たちの子どもたちが社会に出て働き始めたときに、社会と向き合う現在の子どもたちは希望を持って生きていけるのでしょうか。

前回の議論を踏まえて、当局が新たに構想している少子化対策本部の立ち上げ、それから、地域住民、行政、関係機関はどのように関わって、生活の中でそれぞれがどのような役割を果たしていけばよいのか。行政と議会だけではなく、住民の皆さんと今まで以上に危機感を共有して、より連帯を深めていけるために、中期的な少子化対策について、改めてお聞きいたします。

それでは、ここから質問、一問一答をさせていただきます。

それでは、まず1つ目、少子高齢化が想定以上に進行すると、日野町に今後どのような影響があるのか、なぜ人口維持に対してできる限りの対策を施す必要があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 少子化対策についてご質問いただきました。

まず、少子高齢化の進行が町に与える影響でございますけども、当然、少子化ということですので、やはり全体的には人口減少の1つの要因であるというふうに捉まえております。そういった意味で、先の議会で議員が別の質問をされたと思うんですけども、労働供給制約社会、この部分で労働人口の減少につながることでか、そのことによって経済の停滞、また、産業の維持が懸念されるところがまず1つ目あるかと思えます。

そのほかにも、そういった人口が減ることによって、社会保障の制度での需要と供給のバランス、これが釣り合わない、不整合の状態になるということも1つ懸念されます。また、地域社会での集落機能、地域のコミュニティーの維持、これも懸念されるところでございます。また、町のほうにおいても、財政の運営への影響が懸念されるというところでございます。

これらの懸念事項が考えられますので、町への影響が考えるところから、できるだけの対策を行っていくことで、持続ある活力あるまちをつくっていく必要があるというところで対策が必要かなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） それでは、今、課長のほうからご答弁いただきました。ただ、今ご答弁を頂いたんですけど、これなかなか町民の方に、じゃ、日野町に置き換え

たら、具体的に例えば、労働人口の減少による経済の停滞や産業の維持への懸念というのは、これ日野町版に置き換えたら、例えば具体的にはどういったことなのかなと。これ社会的に、全体的にもこれが言われているんですけど、これ日野町に落とし込んだときに、労働人口の減少による経済の停滞と産業の維持への懸念というのは、どういった部分で具体的に出てくるんでしょうか。もし分ければお答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 労働人口の減少の件でございますが、もう既に私はその兆しがあるのかなというふうに考えておりまして、既に町内の工業団地の中においてもなかなか働いていただく方がおられないということで、外国人の労働者の方に来ていただいて工場のラインとかを動かしていただいているという部分がございます。こういったことが今後さらに深刻になっていくのではないのかなということを懸念しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） そういった形で、当町に来ていただきたいんですけども、なかなか工場の誘致等をして、働き手がなかなかないというふうなところで、定住していただけないのかもしれない、移住していただけないのかもしれないというふうな懸念があるというふうなところで理解していきたいというふうに思います。

次に、社会保障制度の需要の増大と供給との不整合というところを答弁いただいているんですけど、国全体で見ると、今現在の社会保障の構造というのは、我が国の社会保障の現状はOECDの諸国と比較して、受益と負担のバランスが不均衡の、中福祉・低負担の国というふうな形だと思っています。

これをベースに、今、社会保障が成り立っているというふうなところで、国としてはこういったところが問題やと言うんですけども、町としては、この社会保障制度の需要の増大と供給との不整合というのは具体的にどういったことがあるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 町においてはこの間いろいろ、介護現場でのお話があったかと思います。介護保険料もしかり、国民健康保険の制度もしかり、そういったものは町民の皆さんの保険料で支え合っているというところでございますけども、そこが人口が減っていくことによって、その支えるパイが減るというところで、サービスの供給の部分で、そこで不整合が生じるのではないかなと。また、サービスを提供するための人の問題、そこにも影響が懸念されるのかなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） そういった形で、実際に日野町においてはこういったところがかなり問題となりますというのを具体的にお示しすることによって、より住民の方にも分かりやすくなるのかなというふうに思います。

なかなか社会通念的な議論を、僕も含めてしていると、じゃ、実際に日野町で何が一番問題なのということが見えにくくなるので、こういったところは今後、町の方への危機感の共有のところでも、表現とか工夫をしていていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

大きく1つ目は、これで終わりたいと思います。

続きまして2番、人口戦略会議が公開した令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートでの当町の結果等をどのように捉えているかをお答え下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 人口戦略会議が公開しました令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートでございますけども、日野町のほうはこの中で消滅可能性自治体には分類されなかったというところでございます。

この分析レポートを見てみますと、全国の1,729団体の中で日野町は、大きく4つの分類がありますけども、「その他」というところに分類されています。この「その他」というのがその中でも3つに分かれていまして、D-3というところに日野町は分類されていまして、自然減対策と社会減対策が必要なまちというふうに分類されています。この「その他」が全体の52パーセントを占めていまして、やはり日本全体で人口減少が進展しているかなというふうに考えています。

そういった意味で、この分析レポートでは、その中でも若年女性の人口の減少にクローズアップをされています。日野町においては、以前にも違うレポートがあつて、そのときと比べると若干その数値が上昇している、減少の率ですけども、というところでございますが、そこは非常に楽観視せず危機感を持っているところでございます。

このことから、人口減少対策についてより一層、取組を進めていきたいなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） 今、ご答弁、課長から頂きました。私もそういった形かなと思っています。あくまで1つの基準を出されたというふうなデータという形の前提なんですけども、国全体で人口が減っているというのはこれもう全体が把握している、というよりは、今まで一極集中してきたというのが大きく問題であるかなと思います。

今日の朝日新聞の記事に、東京都知事選がかなり今注目されている中で、女性の方2人が大きく、どういうふうにされるかというところと、私、データのほうにも

載せさせていただいていますが、安芸高田の元市長の石丸さんが、東京の一極集中から多極分散に向かうときというふうなのを大きく1番目に出されています。かなり痛感されたんだろうなというふうに思います、地元で。

私たちも同じ思いで、どういうふうに、人口自体がやはり増えるということは非常に難しいんですけども、人口自体を何とか維持していこうとしたときに、こちらの表でも分かりやすいように、移動想定と封鎖人口、要は社会減対策と自然減対策というふうな大きく2つの分析を今回あえてしましたというふうな、レポートで記されています。

ここ、今、日野町についてはこの社会減対策と自然減対策、それぞれ一番分かりやすいようなところで、施策としてうたわれていることがあれば教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） まず社会減対策ですけども、これいろいろあるかなというふうに思います。まずは、この人口減少対策については、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略ということで、各課が連携の下に多様な施策を進めるというところでございます。

その中で、1つは企業の誘致があるかと思います。今のは社会減対策ですけども。自然減対策なんですけども、今年度の当初予算でもたくさん入っています子育て施策ですとか、企画振興課でやっています婚活の事業ですとか、そういったものを複合的にやっていくことによって対策を取っているというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） この持続可能性の分析レポートのアピール、細かな注意書きのところに、「各自治体の人口減少対策は、どちらかといえば人口流出の是正という「社会減対策」に重点が置かれ過ぎているきらいがある。東京圏への人口流出の防止はともかく、若年人口を近隣自治体間で奪い合うかのような状況も見られる。こうしたゼロサムゲームのような取組は、結果として出生率向上に結びつくわけではなく、日本全体の人口減少の基調を変えていく効果は乏しい」というふうな形で書いております。

今、課長のほうからもお答えいただきました封鎖人口の自然減対策が私はやはり大事なかなというふうに思います。当然、移住、定住等も、ただ、結果として近隣で来てほしい人をアピール合戦みたいになって取り合いをしているというのはこれ事実、国全体で見たら何も変わっていないというふうなところで、東京の一極集中を分散させるというのはまたひとつ違うかなと思うんですが、各近隣市町ごとにアピール合戦をして取り合うというところはあるので、自然減対策というところに力を入れるというふうなところは、今の段階ではお答えとかありますか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 自然減対策でございますけども、後ほどの質問にも関連してくるのかなと思いますけども、今まで総合戦略という形で様々な施策を展開してきたわけですけども、この間、日野町においても少子化の傾向が著しく進んでいるというところを重く受け止めています。

そういった中で、安心して子どもさんを育てられる環境をつくっていく子育ての関係ですとか、前回の議会でもご質問いただきました結婚に向けての支援ですとか、従来の施策ではなくて、また違った取組に取り組んでいく必要があるかなというふうに考えてございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） 今ちょっと施策の話にも入りましたので、次の③ということで、大きな項目3のところ、今、課長からも少しありましたが、現時点で当町が実行している、もしくは過去に実行した少子化対策で、特に自然減のところで効果があったもの、社会減のところも含めて効果があったものはこういったものが大きくあるか、お答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 町では少子化対策としまして、先ほど結婚からということで、ライフステージごとに切れ目のない支援ということで、各課で連携して取組を進めているところでございます。

婚活事業の特徴では、地域と一緒にやる、地域でやっていただくというところの支援もさせていただいていますし、今年度から県内で福祉医療費助成が高校生まで拡大されると。また、学校給食では自校方式で日野米を使って提供すると。こういった形で地域の特性を生かした取組を進めているところです。

その中で、具体的にこの施策をしたから何人増えたと、そこは統計的に取れていない部分ですが、今年度から取り組んでいる福祉医療費の高校生までの拡大については、保護者の方からありがたいというお声を頂いておりますので、引き続きライフステージごとに合った支援をしていくことが、安心して日野町で子育てできることにつながって、ひいては少子化対策につながるものというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） 今、1つの施策で何か効果が表れるものではないというふうなところは私も同じかなと思いますが、限られた人材と限られた期間の中で効果を出さなければならないというふうに、これからもう早急に対策を打たなければならないというふうになっていますので、そういったところでいろいろ、これをやったら効果が出るということはないので、非常にご苦労いただいていると思いますけども、また一緒になって考えていきたいと思います。

そんな中、4つ目の質問に行きます。これ副町長のほうにちょっとお聞きできればなと思いますけども、少し前にお聞きしましたが、新たに立ち上がった日野町少子化対策こども未来戦略会議（仮）はどのようなものか、そのビジョンをお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） 今ご質問のありました日野町少子化対策・子ども未来戦略会議というのを先般立ち上げました。これは日野町の少子化対策および子育て環境の充実について、新たな施策などを協議して、施策を推進していくというために設置したものでございます。

この戦略会議では、これまで関係する部署でいろいろと協議してきましたけれども、もっとあらゆる角度から広範な策を討議して、もっと現状に危機感を持って当たっていかうということで、役場全体で推進していくということで考えております。

今ご質問のありましたビジョンということでございますけども、ビジョンといいますか、目指すべきという部分でございますけども、これは総合計画の中でも、冊子の中にもあるんですけども、町内みんなで子育て、子どもの健やかな成長を見守って、子育てしやすい日本一の町と、こういう形で目標を持ってやっていけないかというふうに考えております。

結婚から社会人までの切れ目のないそうした支援、また、全国の先進事例もいろいろございますし、それだけではなくて、先般、町のほうでも子ども子育て支援に関する懇話会の関係もありましたし、アンケート調査をしていますし、当然ですが、もっとほかにもいろんな各種ニーズ調査もございますし、そうした中での施策、さらに全国的なことばかりではなくて、日野町だからできるという、こういうような施策も協議していきたいなど。

特に、日野町で生まれ育つ、その中で日野町に愛着を持ってもらえるような、そんなものも含めて、そうした政策を、少子化対策、子育て環境のさらなる充実ということにつながっていききたいなど、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） 今、副町長から答弁がありました。お聞きしたいのは、これ構成メンバーがどういったものであるのかということと、住民の方が、例えば幼児教育保育の在り方検討懇話会であれば公募、それから各園の代表等、私も入らせていただきましたけど、住民の方が入る余地というか隙間、要員として入って意見を言う場というのがあるのかということと、あと、今ちょっとお聞きしています、各課横串でやっていただいている子育て、こどもまんなかの施策と何がどう違うのかなというのがちょっとまだ分かりにくいんですけども、そこら辺が今までと違うという、この未来戦略会議が、本部が立ち上がったというところを、ちょっともう少

し詳しくお伝えいたきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） 今までとの違いといいますと、はっきり言いまして、そんな形で全庁的な会議体というのを今までは持っていませんでした。私はずっと子どもさんの生まれる数を毎年気にしながらやっているんですが、特に昨年、10月ぐらいですか、ちょっとの時に、80、90、その辺で危ないと。100を切るのではないかと。

このときにちょっとびっくりしまして、今までもう少し緩やかであったものがどんと来たもので、そこの部分を幹部の中で共有しまして、そして、まずは庁内全体でこの危機感を共有し、自分たちがせなあかん、これせなあかんちゃうんかな、これせなあかんちゃうんかなと、こういうことを考えるといろんな制約を考えてしまうので、それではなくて自分事、自分がもしここで子どもを育てるなら、自分がもし結婚してこうするなら、もし出合いをこうして考えるならという我が事として、仕事ではなくて我が事、我が人生としてどう考えるかという、ちょっとフラットな形でいろんな意見を頂こうやないかと。その中で、いろんな整理はしていかなんと思います、できること、できないことを。

だから、住民さんをお願いせんなんところも当然出てくるし、まずはそこで私たちもそこを協議して一遍固めようやないかというのと、もう1つは、庁内全体としてその危機感を持って当たっていこうやないかと、こういうちょっと機運を上げるということも含めて上げさせてもらうたものでございます。

今後、公募でというか一般の方にどのような形で関わっていただくかについては、この中で当然議論されてくるんだというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） 時間もですので、副町長にもう一度ちょっとお聞きしたいんですけど、子どもさんの数、当局のほうからも頂きまして、平成25年度に166名出生していたものが令和5年110名かな、という形で少し戻りつつあるパターンもあるので、それ一過性のものかなというふうな形で思っています。

この事実と、あと、私がなぜ、当然それぞれの、前回は伝えさせてもらった、それぞれの生き方があるので、男性の方も女性の方も、いろんな立場の方もそれぞれの生き方を決めるということとはできないんですけども、日野町として、私も42年生きてきた中で、これから子どもたちがと考えると、幼児教育保育が再整備がかかります。その後、じゃ、どこが大事かというと、小学校です。

私も今、必佐小学校にお世話になっていますけども、小学校の数が今、少し頂いたデータでいくと、令和6年4月の時点で日野小学校512人、それから西大路小学校86名、南比都佐小学校90名、必佐小学校276名、桜谷小学校78名ということで、

1,042名の方が、子どもさんたちが通われていると。

それ以外に、先ほどフリースクールの件もありましたので、そういったところも大切にしながらですけども、小学校の再編というふうなことは今すぐにはないと思いますが、このままでいくと、私、小学校が日野町の1つの大きな、公民館とともに核であったと思っていますし、今150周年がちょうどいろんな地域でこの2年前から行われています。その住民の方の関わりとか子どもたちの姿とか、あとはコミュニティースクールの制度も始まりました。

小学校を起点にして地域をつくっていく、それ以外になかなか今、手立てがないというふうに私も思いますので、小学校という1つが、子どもたちの数が単純に減ることによって大きくメスを入れなければならないときというのが、これ当然コスト的にもあるんですが、小学校はやはりしっかりとした議論を私はしたいし、一定の数でそれぞれの地域で小学校に通っていただきたいという思いがあるので、今回のこども未来戦略会議は非常に僕は大事なものだと思っています。

そういった意味で、最後に町長にお聞きいたします。町長が考える、未来を生きる子どもたちに責任が持てるまち日野町とはどういったものか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 福永議員は非常に重要なテーマも今回も頂いたと思っております。子どもたちに責任が持てるということでございますけれども、1つは行政、そして、1つは住民の皆様と一体になって、やっぱりこれからのことをしっかりと考えていかなければいけない。これまでも考えていかなければいけないわけですが、より一層考えていきたいということで、行政としては、今し方、副町長が申し上げましたような、しっかりと、これまでも危機感持っておりましたけれども、もうできることはやっぱり本当にやっていこうということで、こういう体制を取って、今、協議をしている最中でございます。

そして、住民の皆様という部分におきましては、私の今後の方針としまして、やはり地域のこれからの在り方を皆さんと考えていきたいと思っているその中に、やはり地域を時代に合わせたものに変えていくということは、これからの若い世代が住みやすい地域をつくっていくという別の言い方もできると思っております。風通しのいい地域であるとか、このまんまこの在所に住んでもええなと思うというような、じゃ、果たして地域にあるのかどうかというところは本当に重要なテーマだと思いますので、そういった意味におきまして、行政はもちろん頑張らせていただきますし、地域の皆様としっかりと話をしながら一緒にやっていきたいという思いがございます。

人口減少のところというのは日本全国の課題でもありまして、非常に難しいテー

マでもあります。どこまでできるかというところは正直分からない部分も当然ありますけれども、私個人としましては、人口減少、量と質それぞれバランスよくやったりやっていくということが大事だと思っています。

人が増えたら、ほんでええんかというわけでもないと思っています。かといって全く増えない、減っていくだけというわけでも駄目なので、数と、そして、でも、その中身の質を両方しっかりとバランス、日野町にとってバランスのある、それを目指していくということが大事かなと思っています。

そういった意味におきまして、分かりやすい施策もしっかりと展開していきながら、深い部分、そこもしっかりと私は思っています。便利のいい、都合のいい、住むにとって給付金もたくさんあるまちはこの世の中にたくさんありますけれども、それだけで日野町も選んでもらうというわけではなくて、やはり何というか、ここが出身であるとか、何かご縁があって日野町に来たりとか何か出会いがあって日野町に来たりとか、人生って分からないものですが、何かしら日野とご縁があったときに、しっかりここに、いろんなこともしっかりとしているから住みたいと思ってもらえるまちということが大事だと思っていますので、そういった表面的な分かりやすい、いわゆる施策も含めて、深い部分も含めてしっかりと議論をしていて、これからの時代を皆さんと一緒に頑張っていきたいなと思っています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） 町長も含めて、副町長も課長も答弁ありがとうございました。

堀江町長、東京出張も昨日行かれていたということで、活力ある地方を創る首長の会等も出席されて、全国で力のある、いろんなアイデアを持たれている首長さんと一緒になれることがあると思います。ぜひ日野町のために生かしていただきたいと思いますし、人が多くなったらよいのか、少なくなるのもなかなかというときに、やはり町としてのビジョン、どういうふうなまちにしていきたいのか、していくのかということが一番大事かなと思いますので、一緒に行政、それから議員も一緒になって議会も頑張っていきたいと思いますので、引き続きこの件についてはまた問いただしていききたいなと思います。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間は議事の都合上あらかじめ延長いたします。

次に、5 番、川東昭男君。

5 番（川東昭男君） はじめに、昨年選ばれて議員になり、2 年目に入りました。引き続き公約実現のため、住民の期待に沿うよう努めてまいりたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、空き家問題について、2 つに分けて一般質問をさせていただきます。

1つは、私が昨年6月の定例会の一般質問で、豊田4区における空き家バンク問題と対策についての質問を行いました。あれから1年を経過した実情と課題について質問をしたいと思います。

2つ目に、全国の空き家が900万戸に上り過去最多となり、総住宅数に占める空き家の割合、空き家率も13.8パーセントで過去最高を更新したという報道を受け、日野町の空き家はどのような状況にあるのか、問題点や課題についてお伺いしたいと思います。

一括で行いますので、説明が長くなることをお許しいただきたいと思います。

最初に、1つ目の、豊田4区における空き家バンク問題と対策について伺います。

私は1年前の6月定例会で、僅か半年間に3件の契約があった豊田4区の事例について、当時の町の受付段階の誤りからその後の大きな問題に発展したことを追求しました。

その後、課題解決のため、河野政策監、小嶋企画振興課長をはじめ、企画振興課職員、ごみ問題では大西交通環境政策課長に、この1年、何度も地域にお越しいただき対応していただきましたことに感謝を申し上げます。しかしながら、現在もごみの問題、協議費の問題、地域行事の不参加、新たに小学生の通学問題、自治会参加拒否など、地域では多くの課題は解決していません。

空き家バンクで購入した人が、地域役員との顔合わせをしても、全く入居することなく賃貸されました。

1件目は当初、夫婦と2歳の子どもの入居とお聞きしていましたが、いつの間にか六、七人となり、小学生もいます。現在、町行政の協力や地域役員のごみ指導などで、ごみ問題と協議費の課題はクリアしていますが、地域行事には参加していません。

2件目は、当初のとおり1人が入居され、全てについて問題なく地域とうまく付き合いができています。

3件目は、何人もの人が入れ替わり来られるもリフォーム中と言い、様々なごみを玄関周辺や駐車スペースに放置するなど、長期間、近所の迷惑問題となっていました。空き家バンクで購入した所有者に町からの指導をいただき、改善され、現在は新しく入居者が決まったところです。

豊田4区では、空き家バンク制度での3件の入居者は全て外国人であるということから、ことばや文化の違い、制度の伝達、理解など、地域なりの課題解決の取組を続けてきました。

しかし、この3件とは別に、別の空き家2軒が民間の不動産会社を通じて売却され、いずれも外国人が入居されました。そのうち1件は、空き家バンクで購入された所有者が豊田4区の空き家をさらに購入し、賃貸されているのです。入居者は空

き家バンク 3 件目に入居していた人です。この家族は自治会加入を拒否されていますが、小学生や幼い子どもがいます。また、もう 1 件の入居者も敷地へのごみ問題で協議費不払いなど混乱が続いています。文化の違いや制度の理解など、自治会形成にとっての調整時間、期間が必要であり、いつときに集中していることが大変なのであります。

町の空き家バンク制度で購入された所有者が、豊田 4 区の空き家をさらに購入し賃貸されていることが大きな問題です。なぜ豊田 4 区にこれほど集中したのか。空き家バンク制度を悪用した不動産業に関する人を地域が訴えることはできません。地域は受け入れる以外、何の対策もないのです。町の初期対応の結果から、民間の契約を含め、野放しになっていると言わざるを得ません。

そこで、質問します。

1、この問題は、豊田 4 区の自治会運営が大変厳しい状況となり、大きな問題になっています。

①町の空き家バンク制度で購入された 1 件目の所有者が、豊田 4 区の空き家をさらに購入し賃貸されていることについてどのように思われますか。

②なぜ外国人入居者が豊田 4 区にこれほど集中したのか、どのように思われますか。町当局にはこの間いろいろとフォローをしていただいていると思いますが、現状をどのように見ておられるのか、見解を伺います。

2、このように、空き家バンク制度が、移住や定住に活用されるどころか、悪用されている現実を町は直視し、受付段階から見抜く力、担当者任せにせず、グループ力、管理職も関わって連携して進めていってほしいと思いますが、この件に対する町の総括はされたのでしょうか、見解を伺います。

3、この問題を受けて、日野町空き家・空き地情報登録制度要綱が令和 4 年 8 月 1 日に改正されました。改正日から今日までの空き家登録申込者および空き家利用希望者登録申込者はそれぞれ何件あるのか。また、同要綱別記様式第 5 号（第 9 条関係）の誓約書を提出された数を伺います。

なお、この誓約書は、私の質問の配付資料を参照いただきたいと思います。変更前に比べて、この配付資料では真ん中の中段以降、記以下について、登録条件の全てにチェックをする欄がございます。これは登録条件を遵守するという、今回の改正された新しい誓約書でございます。この制度の現状の問題点、課題は何かを伺います。

次に、本年 4 月 30 日に総務省が公表した住宅・土地統計調査速報値で、「全国の空き家が 900 万戸に上り過去最多となり、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）も 13.8 パーセントで過去最高を更新した。最も深刻なのは使用目的のない空き家の増加で、前回より 37 万戸増の 385 万戸となり過去最多を更新し、全体を押し上

げた。国は改正空き家対策特別措置法を令和5年12月に施行。市区町村が管理不全空き家を認定し、改善されなければ税の軽減措置が受けられなくなるなどの対策を強化している」という報道を受け、日野町の空き家はどのような状況にあるのか心配になってきました。

空き家の中には、所有者不明で倒壊の危険性のあるものや、そこまでは至らなくても、動物のすみかとなり臭気を発したり屋根など家屋の一部が壊れたりして、住民からの苦情が寄せられているケースもあると思います。

去る5月17日開催の町民の皆さんと総務常任委員会との意見交換会においても、参加者の中から「近くの空き家から羽アリが飛んできて心配だ」という発言もお聞きしました。また、新聞報道によりますと、相続した家をどうするのかという話を先送りした結果、売買も取壊しもできず空き家になる相談事例が増えているとのことでした。

こうした空き家は町全域にあります。超高齢化で、住まない家、住めない家が今後も増えることが確実に予想されます。この問題は地域社会を継続する上で、区や自治会運営にとっても大きな課題です。日野町における空き家の現状と課題について、何点か伺います。

1、今回は速報値の公表であり、確定値は本年9月頃に公表されるとのことですが、591件の空き家の状況は現在、現地調査中とお聞きしました。前回、令和元年度の調査557件では、「すぐに入居可能」は209件、「入居するには修繕が必要」は198件、「放置すると崩壊の危険あり」は105件、「倒壊の危険性あり」は45件となっています。

単純に考えると、「すぐに入居可能」は空き家バンク登録をしていただけののではないかと思います。現状登録者数は3件しかなく、全くと言っていいほど進んでいません。一方、「放置すると倒壊の危険あり」は深刻な状況です。

①「入居可能な空き家」について、空き家バンク登録への推進、具体的方策はあるのか、伺います。

②「倒壊の危険あり」については、昨年12月には改正空き家対策特別措置法が施行され、窓や壁の破損を放置するなど特定空き家になるおそれのある管理不全空き家も、勧告、指導の対象になりました。今後、町として条例制定を考えておられるのか、伺います。

2、10戸以上の空き家のある区が20区もあります。日野地区9、東桜谷2、西桜谷3、西大路1、鎌掛0、南比都佐1、必佐4。区の人口や空き家の状態も様々と思いますが、人口減少、超高齢化など大変な状況だと推察をいたします。

10戸以上にかかわらず、区長さんはじめ住民からの空き家に関する相談はどれくらいあるのか、また、その内容はどのようなものか、伺います。

3、3月定例会で令和6年度補正予算（第1号）で可決された特定空家の略式代執行による除却する件について、今後どうなるのか、住民の関心が高まっています。この間の進捗状況と地域における課題など、今後の取組について伺います。

特に地元区にとって、この間大変なご苦勞があったと思います。さらに解体後の土地利用計画や負担などについてもご苦勞があると推察します。今後の取組、方向性について、現時点で公開できる範囲で状況を伺います。

議長（杉浦和人君） 5番、川東昭男君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいま、空き家等についてご質問を頂きました。

まず、このたびの日野町空き家・空き地情報登録制度をめぐりまして、ご地元の皆様には大変ご迷惑をおかけし、申し訳なく思っております。この間、関係課との連携の下、ご地元自治会の役員様と連絡を取りながら解決に向けて努めてまいったところでございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

まず、空き家バンク問題と対策についてでございます。

1件目の1点目のご質問でございます。1軒目の所有者が他の物件を賃貸されていることにつきましては、日野町空き家・空き地情報登録制度の制度外での不動産売買であることから、町が物件を購入されることに対して指導することは難しいと考えております。ただし、暮らしやすい地域となるよう、地元自治会の役員の皆さんとも知恵を出し合ってまいりたいと考えております。

2点目の、外国人入居者の増加につきましては、その背景に、国において人口減少による人手不足から外国人労働者を受け入れる制度を整えているという状況にございます。このことから全国的に外国人人口が増加し、日野町においても近年増加しているところです。

また、今回、日野町空き家・空き地情報登録制度を利用した3件の所有者はつながっていたということもあると思いますが、国籍によりアパートではなく一戸建てでの暮らしを望まれる傾向があることなども要因と考えております。今回の件では短期間で複数の外国人の方が入居され、文化や言葉の違いから、地域の一員として受け入れるために、地元自治会では大変にご努力いただいたものと考えております。

暮らしやすい地域をつくるための自治会での決まり事が、入居される方にとって大切なことであるということを理解いただけるよう、地元自治会と共に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、総括でございますが、改めて今回の件を見詰め直し、これからに向けて関係課により協議を行ったところでございます。

まず、各職員の報告や確認、連絡、相談のみならず、日頃からグループ内、課内で課題意識を持ちながら業務の共有を行うチーム力の引き続き向上に努めてまいりたいと考えております。

また、組織として共有すべき課題については部門間での連絡調整を行い、組織として課題解決に向けて取り組み、多様な住民の方が暮らしやすくなるよう、地域と共に取り組んでいきたいと考えております。

次に、登録者の件数等については、空き家登録申込者が19件、空き家利用希望者登録申込者が44件となっており、誓約書につきましては全員から提出いただいております。

当該問題点と課題につきましては、希望者登録申込者に趣旨を理解し、誓約書に署名押印いただいておりますが、売買等本契約に至るときには日数も経過していることから、再度、移住希望者に対して十分な理解を求めることが重要だと考えております。

次に、空き家の現状と対策についてでございます。

1点目になります。①の空き家バンク登録への推進、具体的方策については、現在調査中の空き家において、「すぐに入居可能な空き家」、「居住するためには修繕を要する空き家」の所有者等に対して、空き家バンクへの登録を促す通知を発送する予定をしております。また、倒壊の危険のある空き家所有者等に対しても適正な管理を促す通知を発送する予定をしております。

次に、空き家等対策に関する条例制定については、危険な空き家が原因で住民等へ危害等を与えるおそれがある場合におきまして、緊急安全措置に関する法令等が町に規定されていないため、法令化するようご意見等を頂いており、空き家を対象とした規定で対処できるよう、条例制定に向けて研究を続けているところでございます。

2点目の、空き家に対する相談については、町への相談としましては、危険な空き家等への対策が主でございまして、町から所有者等に対して適正な管理を促す通知や連絡等の取組を行っております。昨年度の相談件数は14件となっております。

3点目の、特定空家等の略式代執行の進捗状況については、前面道路である町道三十坪石原線は近江鉄道のバス路線になっておりまして、車両の通行も多い道路であることや、家屋の一部が道路側へ傾いており大変危険な状態であることから、令和6年4月10日、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定に基づき「特定空家等の解体、撤去および処分について」を公告し、同月25日までに特定空家等の所有者を確知できないことから、翌26日にいわゆる略式代執行を行うことを決定いたしました。

その後、解体工事の入札、落札業者と工事請負契約を行い、昨日6月12日に略式代執行を宣言し、解体工事に着手いたしました。工期は8月9日までとなっております。略式代執行終了後は、財産管理人制度を裁判所へ申し立て、土地の売却等を行う予定でありまして、地元自治会には地域での活用の検討をお願いしているところ

ろでございます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5 番（川東昭男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1 点目の、空き家バンク問題の対策についての 1 と 2 について併せてお聞きします。

それぞれ答弁を頂きましたが、1、2 については、その後の結果についてどのように捉えておられるのかということをお聞きしましたが、いずれも一般論での答弁しか頂けないというふうに感じました。当時の町の受付段階の対応の誤りからその後の大きな問題に発展した今回のことは、豊田 4 区の自治会運営においても町行政においても大きな禍根を残す結果となったのではないのでしょうか。

今から元に戻すことはできません。今後このような事態が起こらないために、町としてきっちり総括していただきたいと思います。答弁では、報告、連絡、相談、いわゆる「ホウレンソウ」で、組織の当然の一般論でのお答えでございました。

私は地域の自治会運営が大変な状況にある、厳しい状況になっているという実情を申し上げて、そして、質問をしているわけです。当時の対応はどこに問題があったのか、担当者任せにしていなかったのか、問題に気づいた後、対応はどうだったのか、グループとしてどうすべきだったのか、管理職はどのように対応すべきだったのかなど、問題点を洗い出して、町として二度とこのようなことを起こさない、広げないという総括をしていただきたいと思います。この点について再度答弁をお願いします。

ちなみに、禍根とは将来問題となる原因や要因をそのままにしておくこと、総括とは別々のものをまとめ合わせることや全体を総合して締めくくることが、物事的全过程を検討・評価することと辞典には書いてございますので、よろしくお願いします。

次に、1 番の 3 です。空き家の登録申込者は、改正されてから 5 月末までに 19 件ということですが、空き家の登録はホームページでは 3 件となっています。この差について状況をお聞きします。

また、空き家の利用希望者登録者数は 44 件で、その全てで誓約書が提出されたことで、希望者が多くいる状況は理解できました。私は、町の空き家バンクの登録者数が増えていない、この原因に要綱の改正が影響しているのか、また、豊田 4 区の事例が影響していることがあるのかという心配をしています。その影響について現状をお聞きしたいと思います。

それから、大きな 2 点目の、日野町の空き家の現状と対策についての 1 の①の質問ですが、これは空き家バンクの登録の推進について具体的な策があるのかという質問に対してでございますが、答弁の内容は通常行うべき内容の業務の答弁であったというふうに感じています。策は生み出せなかったのか、推進体制が整っていな

かったのかというところで再質問をさせていただきます。

先の質問で答弁いただいた、空き家利用希望者が44件で物件登録が3件という話の続きですが、持っておられる状況がここ2年間増えていない、希望者はあるが空き家バンクの登録が増えていないという状況がここ2年間続いています。これはやはり、策というよりも推進する体制が、現状どのようなことで、ちょっととどまっているのではないかというふうに心配しています。企画振興課で取り組んでいる移住・定住促進と併せて、この取組を併せて進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか、質問します。

次に、1の②の条例制定についてですが、答弁では、緊急安全措置に関する法令が規定されていないということなので、今、研究を続けているということでした。日野町はこれまで条例を持たずに現行法で対応してきました。台風など災害時において、管理不全空き家等について問題はなかったのか、また、今後、条例制定を具体的にどのようにお考えであるのか、お聞きしたいと思います。

続いて、2番の、住民や区長さんからの相談や要望についてお聞きしたところでございますが、今回の調査で日野町には591件の空き家があると。今後ますます増えることが確実である空き家の問題は、人口減少、超高齢社会の中で、自治会の運営が成り立たなくなるのではないかという心配をします。

まして、10戸以上も空き家を抱えるという区が20戸あるということは、誠に深刻な状態であるのではないかというふうに思っています。今後、日野町にとって大変重要な問題であり、課題であると考えます。特に、危険な空き家については、多くの空き家を抱える自治会はお困りだと思います。今回の国の調査結果と日野町空き家等対策計画の進捗についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

先日、略式代執行される石原区を訪ねました。今回の調査では空き家は8件でした。そのうち特に課題となっている6件を区長さんに案内していただきました。倒壊の危険のある家や相続で手がつけられない空き家、さらに、動物のすみかとなった空き家をその役員さんが駆除しているなど、現地踏査を通じて語ってくれました。

こうした近所や各区で困っておられる状況や空き家問題に悩んでおられる区長さんや住民の相談には積極的に関わっていただきたいと思います。お考えを伺います。

3番の略式代執行、石原地先の、昨日宣言されて着手したという報告を頂きました。今回の石原区の略式代執行につきましては、新聞報道もありまして、多くの町民の関心が高まっています。通学路、バス路線、国道477号線の渋滞の通勤の抜け道と大変な危険があるところとなっておりまして、この状況が回避されるということになります。一方、解体後の地元では、土地の処分に係る買取りや地域の合意の課題があり、引き続き地域に寄り添った支援をお願いしたいと思います。この件は

要望とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 川東議員から、豊田4区の空き家バンクの受付時からの町の総括ということで再質問を頂きました。

今回、改めまして、日野町空き家・空き地情報登録制度をめぐり、地元の皆様にご迷惑をおかけしまして、大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんでした。

ご質問いただいたところでもございましたが、この間、地元自治会の役員様と連絡を取りながら、解決に向けて努めさせていただいているところでございます。町長の答弁で、総括における、今回の件を見詰め直すという部分について、私から詳細に説明をさせていただければというふうに思っています。

まず、当時の対応の状況を振り返りますと、まず、制度の運用において、通常、空き家バンクの制度においては、利用を希望される方が地元の自治会さんと、いわゆる自治会活動の内容に納得いただいた上で、顔合わせと呼んでいるんですけども、そこで、その後に納得いただいた方が空き家を契約、購入するという流れでございました。この点が逆になっていたということが反省すべき点でございます。

2つ目でございますけども、3件目の、利用希望者がさらに賃貸されるかもしれないという状況、これを制度の運用における形式的な審査になっていたと、そういう判断になってしまっていたということが反省すべき点でございます。

空き家バンクも含めて、町の制度というのは住民さんの福祉の向上のためにあるという本質的なところを捉えた対応になっていなかったということで、もっと地元寄り添って、そこを見抜いた対応が必要であったのではなかろうかというふうに反省しているところでございます。

3点目でございますが、制度を利用した所有者に、地域の活性化を図るということで、そこに制度の趣旨を理解いただいた上での購入ということが本来制度が目指すべきところでございます。このことから、入居される方に対しても所有者から、制度の趣旨に沿った形で居住いただけるように説明することを所有者に求めているところですが、電話等がつながるときもあります、中には連絡がつかない所有者があったということで、その分が少しもっと強くいくべきだったかなというふうに反省しております。

4点目としまして、初期対応の時点で企画振興課として対応していたところでございますが、その部分をもっと重く受け止め、組織として一丸で対応すべきであったかなと。こういった問題がしっかり対応できなかったというところを反省しているところでございます。

次に、再質問の中でいただきました、担当者任せにしていなかったかというところ

ろでございますけども、この件につきまして、対応につきましては私のほうから対応について指示をさせていただいていたところです。

対応の詳細については担当者に任せていたというのは事実でございますし、問題に気づいた後についても、対応の協議については私も一緒に考えていたところでございます。地元自治会さんへの対応ですとか、町としてどういったことができるのかということで、弁護士相談を行うこととか、また、先ほどご質問の中でありました、今後、制度が違った形で使われないように制度の改正というのをやっていくというところについて、私のほうから指示をしたところです。

非常に、その詳細の部分について一つひとつ私に関わるということはなかなかできなくて、申し訳なかったと深く反省しているところでございます。

先に、グループとしての対応、管理職としての対応でございますが、先ほども答弁させていただきましたが、担当者任せにせずに、問題解決のために、私、管理職として先頭に立って、グループの力をまとめて対応すべきであったなということで反省しているところでございます。また、それに加えて、管理職としてグループや担当者に対して、職員としてそういった物事の本質を見抜く力を養うために指導すべき立場であったというふうに考えております。

ということで、このようないろんな問題点があったということで、点検といえますか振り返りをさせていただいたところです。

今後この日野町空き家・空き地情報登録制度の運用においては、本来の趣旨である地域の活性化を図る、このことを第一に考えること、また、企画振興課だけでなく関係課で徹底するとともに、協力いただいている宅地建物取引事業者様とも連絡を密に図り、同じことが起こらないように取り組んでまいりたいと考えています。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 川東議員より、空き家バンクと空き家の状況について再質問を頂きました。

まず、空き家登録申込者の数と現在のホームページの登録の数の差でございます。令和4年度、令和5年度に空き家バンクの誓約書が13件ございます。13件の19件といたしますと6件の差がございますが、空き家バンクの登録につきましては、申込みがあってから登録までに時間を要するケースが多くございます。仏壇の処理など、申込みがあってから登録いただくまでに処理いただく期間があります。1年以上かかるケースもありまして、この質問の6件の差というところでございますが、時系列で数字がちょっと変わるところがありますので、正確な差までお伝えするのが難しいところでございます。

次に、空き家バンクの2点目でございます。要綱の改定に伴います影響というところでございます。要綱の改定前と改定後の登録数を確認させていただきますと、

大きな増減はございませんでした。ですので、影響はないと判断しております。このことから、豊田4区の事例が影響しているとも考えておりません。

続きまして、空き家の状況でございます。空き家対策の新しい策や推進対策というところでございます。また、併せて、企画振興課の移住・定住の促進と併せた取組についてということでご質問を頂きました。

空き家バンクにつきましては、企画振興課から建設計画課に所管が移管されました。担当者もこの期間で替わったということでございます。今年3月から2名の体制で取組を進めておりますが、替わられたところもありまして、経験の不足な部分があるかと思っております。

そこで、ご提案いただきました企画振興課の移住・定住促進との取組が大切であると考えております。企画振興課の取組と連携することで、移住・定住の情報が共有できること、また、以前の空き家バンクでの経験や情報からいろんなアドバイスがしていただけたらと思っております。今後しっかりとした取組ができるように、両課で連携していければと考えております。

次に、条例制定の必要性についてでございます。最近の事例では、石原の空き家におきまして、台風が来る前、直前に、関係法令に基づきまして緊急措置の対応を行っております。これまでの間におきまして、それぞれの事案に合わせて、関係法令の中で対応してきているところでございます。

しかしながら、条例制定につきましては、昨年度から空家対策特別委員会の中でご意見等を頂いております。町としても、条例制定されることで緊急時の措置が明確化されると考えております。実効性のあるものになるように研究してまいりたいと考えております。

次に、日野町空き家等対策計画の進捗でございます。計画の中には数値目標が示されております。管理不全空き家、特定空家に関する目標値、空き家バンクに関する目標値が示されています。令和7年度が目標値の最終年度となっております。

現状では、目標値に達成するのは現時点では難しい状況にあるのではと判断しております。昨年度、区長様に協力いただきました件数調査の結果を生かし、今現在、実態調査を早急に取り組んでいるところでございます。その結果に基づきまして、空き家バンクに登録いただけるよう早期に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、区長さんや住民さんからの相談についてというところでございます。私も先日、石原の区長さんとお話しする機会がありました。大変ご苦労いただいているお話も私も聞かせていただきました。空き家問題については様々な問題があるかと思えます。石原の区長さんからもいろんな課題が、いろんな問題があるということをお聞かせいただきました。町としては、まず、区長さんや住民さんの話を聞かせ

ていただいて、一緒に相談、対策を考えるというようなことに取り組んでいければというふうに思います。

これからも真摯に取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5 番（川東昭男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、空き家バンク問題の対策について、質問の 1、2、3 合わせてですが、小島課長から総括について、思いを寄せた答弁を頂きました。1 年前の答弁とは大きく前進した、全く寄り添った答弁を頂いたというふうに感じています。また、杉本課長からは、空き家物件の登録が増えないことについては、要綱の改定や豊田 4 区の事例の影響はないということで、安心した次第でございます。

今回の豊田 4 区のこの問題は、町の空き家バンク制度の在り方が問われる大きな問題です。そして、町の空き家全体の問題として大きな課題ではないかというふうに思います。町当局はきちんと総括をしていただき、禍根を残さないように進めていただきたい。そうでないと、地域はいつまでも町のせいにして生きていかなければならないのです。それではいけないのです。

2 年前、私が必佐地区の行政懇談会でこの問題を取り上げた際、いち早く弁護士相談を踏まえて要綱改正をされたことは、一定の成果もあり、大きな前進だと思っています。空き家バンク制度につきましては、本来、西明寺区や東桜谷の川原区のように、移住や定住の対策として町と地域が協力し合って進めていく、すばらしい制度として取り組むべきものではないかというふうに思っています。

引き続き推進体制を強化しながら取組を進めていただくよう、要望いたします。答弁は結構です。

次に、大きな 2 番についてですが、1 の①空き家バンク登録への推進、具体的方策についての質問ですけれども、物件の登録が進まない状況が続いているということから、推進体制が整っていないのではないかという私の再質問について、私は、この 4 月の人事異動において建設計画課の職員が 1 名減となっています。昨年の年度途中からこの空き家バンクの担当は企画振興課から建設計画課に移管されました。建設計画課はもちろんもともとの空き家対策を受け持った上で、企画からの空き家バンクも重なって、一定荷がかかっているというふうに思うんですけれども、1 名の減です。

その 1 名の減員がどこにしわ寄せが行ったのかというと、それは本年 4 月から、参事がグループリーダー兼主担当ということを知って、いくら参事ができるといっても、これはびっくりしました。増え続ける空き家、困る自治会、今後ますます大きな課題となる空き家の対策の推進体制がこれでいいのかというふうに思います。空き家問題を軽視しているのではないかと思えてなりません。

企画振興課で取り組んでいる移住・定住対策と併せた体制を再構築する、体制の強化を図ることが求められていると思いますが、当局の見解を伺います。

次に、1の②、条例の制定についての質問ですが、現在、実効性のある条例をつくっていくよう研究しているということですが、やはりこれまで空家対策特別委員会を設置して議論を重ねてきた議会としては、いち早く実効性のある条例を制定してほしいということで、時期についてはまた特別委員会のほうで議論させていただきたいと思いますので、これは要望にさせていただきます。

次の2番です。住民や区長さんからの相談や要望についての質問について、令和3年3月に樹立しました日野町空家等対策計画に掲げる町の方針にある、どう書いているかといいますと、「地域住民や事業者との連携・協力を図り、空き家等を貴重な地域資源として捉え、日野町の魅力と活力の向上につなげ、生活環境を守る取組を進めます」ということで、計画年度は先ほど課長に答弁いただきました平成7年度までです。

計画進捗の状況を踏まえ、今後、住民や区長さんからの相談や要望がどんどん増えていくという空き家問題について、①でもお願いしましたように、推進体制でこの計画をしっかりとやっていけるかどうかというのは私は心配なので、これについては再質問で当局の決意を伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） ただいま川東議員から体制の部分をご質問いただきましたが、まずもって、豊田4区さんに対しまして、町のほう、いわゆる職員云々ではなくて、町の体制も含めて、実際行いました部分につきましては、私ども理事者のほうの責任でございます。誠に申し訳ございませんでした。

そうした反省に立ちまして、おっしゃるとおり、その体制をしっかりとということでございます。非常に、体制につきましても前から非常に議論されているところでございます。ご存じのとおり、空き家対策、空き家は大きな課題でございます。当然取り組まなアカン部分でございます。

ところが、人口減少という大きな枠の中で1つ言えることは、人口が減少しているにもかかわらず、実を言うと、扶助費等を含めた、いわゆる支援をしなければならない、支援をとともにやっていかなアカンという人は減ってなくて増えています。一方で年少人口も減少しているので、当然、少子化に対応しなければならないのですが、その中で保育ニーズが急激に増えて、その対応は当然しなければならないし、幼稚園のニーズとのバランスが崩れています。さらに、子どもが減っているのに虐待ならびに支援しなければならない家庭というのが減っているかいうたら減っていない。

いわゆる新しい課題はどんどん来るんですけど、実を言うと、現状の中でこらえ

てやっているところの、スクラップなんていうのはほとんどできていない、というかできない状況になっています。その中で、何とか人を手立てしながらということですから、経験のない、浅い方をどんと入れても、実を言うとなかなか動かないのが現状でございます。

そうした意味からいいますと、OBの方なり退職の、今、延長になってきましたので、そういう方々にお願いをしてやってきているわけですが、実際のことをいいますと、職員さんには本当に申し訳ないんですが、限られた中で何とか頼むと言いながらお願いしているのが現状です。働き方改革の話もでございます。もうすごく、そのことは私も何とかというふうに思っています。

が、この社会、国も含めてですが、この末端の自治体が今抱える部分が、この役場の規模で大きなまちと同じことを求められてくる中で、ちょっと限界は感じているところはございます。それを無理無理、職員の皆さんにお願いをしてやってもらっているところが、はっきりいいまして、先ほどのような、課で受け止められない、グループで、いわゆる連携したり云々、もうそれぞれの個々の仕事をこなすのが精いっぱいだという、そんな状況が見受けられる、そこに胸を痛め、何とかそれを改善できないかというのを日々いろいろ、今の働き方改革の中でも同じですが、させていただいています。

その中で、今の空き家対策の部分も当然大切なことですので、させていただいているんですが、今回、建設計画課のほうは1人減という話になりました。ただ、何としても、人が足らないところはほかにもちょっと実はありまして、また、途中で辞められるという方もございまして、いろいろあるんですが、何とかということで、実を言うと、会計任用職員さんでそれなりの精通した方を何とかということでお願いをさせていただいた経過がございます。

本来ですと、おっしゃるとおり正職の者がここに関わって、そして参事、いわゆるグループリーダーなりがそれを補佐していくという、そういう形が本来なんです。が、実を言うと、申し訳ない、別に暴露とか言い訳をするわけじゃないですが、実際にはほかの課でもそういう状況というのがすごく出ています。

そうはいうものの何とか対応していかなんので、先ほども、この空き家につきましても、実際には委託できるところはやっぱり委託をしっかりと考えていかなあかんやろうということもありますし、ほかのいろんな事業の中で、委託できることは何とか委託して、とはいっても、委託すればそれが全部ゼロになるのかというたらそうではなくて、主体者は町ですので、その中身もしっかり押さえて責任持っていかなんので、ちょっとそこはなかなか難しいところはございますけども、何とか、議員おっしゃるとおり、体制としてしっかりとできるように、現場の声を聞きながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

とにかく住民の方々に迷惑がかからないように、みんなで一生懸命考え、また、新しいマンパワーも当然入れながら、改革をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5番（川東昭男君） 答弁を頂いてありがとうございますと言いたいところですが、ちょっと問題をすり替えられたと思います。

確かに人事は大変ですし、いろんな課でいろんな課題が噴き湧いて、それぞれ対処していかなん。人事上大変ないうことはよく分かっています。分かっていますけれども、問題があって、きちっとしていくということは、きちっと人事上もそのようにしていくべきなんです。それを、これは今大変やから手が回らへんいうような、そうじゃなくて、その辺は取り違えのないようにお願いしたいなど。それぞれの問題、それぞれの課題をきっちり一つひとつ積み上げていくということで進めていってほしいなと思います。

今、そういうことも含めて、最後に、日野町の空き家の現状と対策について要望を申し上げたいと思います。

5年に1度の住宅・土地統計調査において、今後ますます空き家が増えることが確実である空き家問題は、今言われましたように、人口減少、少子化、超高齢化社会の中で、自治会に大きく影響している深刻な問題となっています。

一方、個人財産である空き家は行政が介入できない問題でもあります。住民や区長さんの相談や要望にどのように応えていくのか、行政は何ができるのか。移住や定住対策を含め、管理不全空き家の問題など、日野町の空家等対策計画、これがありますので、その推進をきちっと図っていただく体制を整えていただきたいというふうに思います。

今回の調査から、改めて現状から深く学び、空き家対策を進めていただきたいということをご要望申し上げて、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で4名の諸君の質問は終わりました。

その他の諸君の一般質問は明14日行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は明14日行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

全員起立、一同礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

—散会 17時18分—